

介護給付費単位数等サービスコード表

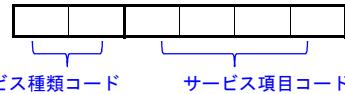
令和元年（2019年）10月施行版

サービス種類		頁
サービス種類コード		
通 則		3
居宅サービス	11	訪問介護
	12	訪問入浴介護
	13	訪問看護
	14	訪問リハビリテーション
	31	居宅療養管理指導
	15	通所介護
	16	通所リハビリテーション
	21	短期入所生活介護
	22	短期入所療養介護
	17	福祉用具貸与
地域密着型サービス		29
小規模多機能型居宅介護	71	夜間対応型訪問介護
	76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	78	地域密着型通所介護
	72	認知症対応型通所介護
	73	小規模多機能型居宅介護
	77	看護小規模多機能型居宅介護
介護予防サービス	62	介護予防訪問入浴介護
	63	介護予防訪問看護
	64	介護予防訪問リハビリテーション
	34	介護予防居宅療養管理指導
	66	介護予防通所リハビリテーション
	24	介護予防短期入所生活介護
	25	介護予防短期入所療養介護
	67	介護予防福祉用具貸与
	46	介護予防支援
	74	介護予防認知症対応型通所介護
地域密着型 介護予防 サービス	75	介護予防小規模多機能型居宅介護
	A2	札幌市訪問型サービス（独自）
札幌市 総合事業	A6	札幌市通所型サービス（独自）

※次のサービスは、掲載しておりません。

- 33特定施設入居者生活介護、 27特定施設入所者生活介護(短期利用)、
- 68小規模多機能型居宅介護(短期利用)、 32認知症対応型共同生活介護、
- 38認知症対応型共同生活介護(短期利用)、 36地域密着型特定施設入居者生活介護、
- 28地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用)、 54地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
- 79看護小規模多機能型居宅介護(短期利用)、 69介護予防小規模多機能型居宅介護(短期利用)、
- 37介護予防認知症対応型共同生活介護、 39介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)、
- 35介護予防特定施設入居者生活介護、
- 51介護福祉施設、
- 52介護老人保健施設、
- 55介護医療院

※ サービスコードの構成



←本資料では、サービス名の左にサービス種類コードを記載

※ 「介護給付費単位数等サービスコード表」は、介護給付費明細書及びサービス利用票等で記載するサービスコード及びサービス内容略称を規定したものです。

サービスコードは、サービス種類コードとサービス項目コードから構成される桁のコードです。

地域単価 札幌市：7級地		
11 訪問介護 12 訪問入浴介護 13 訪問看護 43 居宅介護支援 71 夜間対応型訪問介護 76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	61 介護予防訪問介護 62 介護予防訪問入浴介護 63 介護予防訪問看護 46 介護予防支援	10.21 円
14 訪問リハビリテーション 16 通所リハビリテーション 21 短期入所生活介護 72 認知症対応型通所介護 73 小規模多機能型居宅介護 77 看護小規模多機能型居宅介護	64 介護予防訪問リハビリテーション 66 介護予防通所リハビリテーション 24 介護予防短期入所生活介護 74 介護予防認知症対応型通所介護 75 介護予防小規模多機能型居宅介護	10.17 円
15 通所介護 22 短期入所療養介護 78 地域密着型通所介護	65 介護予防通所介護 25 介護予防短期入所療養介護	10.14 円
17 福祉用具貸与 31 居宅療養管理指導	67 介護予防福祉用具貸与 34 介護予防居宅療養管理指導	10.00 円

区分 支給 限度 基準 額	改正後(2019.10から)		改正前(2019.9迄)
	要支援1 要支援2 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	5, 032単位 10, 531単位 16, 765単位 19, 705単位 27, 048単位 30, 938単位 36, 217単位	5, 003単位 10, 473単位 16, 692単位 19, 616単位 26, 931単位 30, 806単位 36, 065単位

本資料の 内容に ついて	<ul style="list-style-type: none"> 本資料は、令和元年8月6日発厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付」（詳細：WAM NETに掲載）の介護給付費単位数等サービスコード表を基に作成したもので ・夜間、深夜、定員超過、未整備の加算・減算の介護給付費単位数は、掲載を省略しています。 ・掲載している金額は、わかりやすくするために個々の単位に「算定上における端数処理について」（3頁参照）の算定方法に準じて算出したものです。 ・掲載している赤字部分は、令和元年10月より変更・追加になった箇所。
--------------------	--

通 則

指定居宅サービスの介護報酬の通則

居宅サービス単位数表(訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費)に関する通則事項

(1) 算定上における端数処理について

① 単位数算定の際の端数処理： 単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗する計算に限る）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。

ただし、特別地域加算等の支給限度額管理対象外となる加算や事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物利用者20人以上にサービスを行う場合の減算を算定する場合については、対象となる単位数の合計に当該加減算の割合を乗じて、当該加減算の単位数を算定することとする。

(例1) 訪問介護（身体介護中心 30分以上1時間未満で394単位）

・夜間又は早朝にサービスを行う場合、所定単位数の25%を加算

$$394 \times 1.25 = 492.5 \rightarrow 493\text{単位}$$

・この事業所が特定事業所加算（IV）を算定している場合、所定単位数の5%を加算

$$493 \times 1.05 = 517.65 \rightarrow 518\text{単位}$$

$$\approx 394 \times 1.25 \times 1.05 = 517.125 \text{として四捨五入するのではない。}$$

(例2) 訪問介護（身体介護中心 30分以上1時間未満で394単位）

・月に6回サービスを行い、特別地域加算の対象となる場合、対象となる単位数の合計に15%を加算

$$394 \times 6\text{回} = 2364\text{単位}$$

$$2364\text{単位} \times 0.15 = 354.6 \rightarrow 355\text{単位}$$

② 金額換算の際の端数処理： 算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。

(例) 前記①の事例（例1）で、このサービスを月に8回提供した場合（地域区分は1級地）

$$518\text{単位} \times 8\text{回} = 4144\text{単位}$$

$$4144\text{単位} \times 11.40\text{円/単位} = 47241.60\text{円} \rightarrow 47241\text{円}$$

なお、サービスコードについては、介護職員処遇改善加算を除く加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。

(2) サービス種類相互の算定関係について

特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間にについては、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く）は算定しないものであること。ただし、特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間にについては、訪問介護費、訪問入浴介護費、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、通所介護及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護は算定しないものであること。

また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合、訪問サービスの所定単位数は算定できない。例えば、利用者が通所サービスを受けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行うについては、訪問介護の生活援助として行う場合は、本人の安否確認・健康チェック等も合わせて行うべきものであることから、訪問介護（生活援助が中心の場合）の所定単位数は算定できない（利用者不在時の訪問サービスの取扱いについては、当該時間帯に通所サービスを利用するかどうかにかかわらず、同様である）。

なお、福祉用具貸与費については、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

(3) 施設入所日及び退所日等における居宅サービスの算定について

介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の退所（退院）日又は短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び通所リハビリテーション費は算定できない。訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、施設サービスや短期入所サービスでも、機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所（退院）日に通所介護サービスを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所（入院）前に通所介護又は通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった居宅サービス計画は適正でない。

また、施設入所（入院）者が外泊又は介護保険施設、経過的介護療養型医療施設若しくは介護医療院の試行的退所を行っている場合には、外泊時又は試行的退所時に居宅サービスは算定できない。

(4) 同一時間帯の複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、訪問介護と訪問看護、又は訪問介護と訪問リハビリテーションを、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。例えば、家庭の浴槽で全身入浴の介助をする場合に、適切なアセスメント（利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握すること）を通じて、利用者の心身の状況や介護の内容から同一時間帯に訪問看護を利用することが必要であると判断

通 則

され、30分以上1時間未満の訪問介護（身体介護中心の場合）と訪問看護（指定訪問看護ステーションの場合）を同一時間帯に利用した場合、訪問介護については394単位、訪問看護については816単位がそれぞれ算定されることとなる。

(5)複数の要介護者がいる世帯において同一時間帯に訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

それぞれに標準的な所要時間を見込んで居宅サービス計画上に位置づける。例えば、要介護高齢者夫婦のみの世帯に100分間訪問し、夫に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）、妻に50分の訪問介護（身体介護中心の場合）を提供した場合、夫、妻それぞれ388単位ずつ算定される。ただし、生活援助については、要介護者間で適宜所要時間を振り分けることとする。

(6)訪問サービスの行われる利用者の居宅について

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の定義上、要介護者の居宅において行われるものとされており、要介護者の居宅以外で行われるものは算定できない。例えば、訪問介護の通院・外出介助については、利用者の居宅から乗降場までの移動、バス等の公共交通機関への乗降、移送中の気分の確認、（場合により）院内の移動等の介助などは要介護者の居宅以外で行われるが、これは居宅において行われる目的（病院等）に行くための準備を含む一連のサービス行為とみなし得るためである。居宅以外において行われるバス等の公共交通機関への乗降、院内の移動等の介助などのサービス行為だけをもってして訪問介護として算定することはできない。

(7)「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について

①加算の算定要件として「「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について」（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）に規定する「認知症高齢者の日常生活自立度」（以下「日常生活自立度」）を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下この号において「判定結果」）を用いるものとする。

② ①の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサービス計画に記載するものとする。また、主治医意見書とは、「要介護認定等の実施について」（平成21年9月30日老発0930第5号厚生労働省老健局長通知）に基づき、主治医が記載した同通知中「3 主治医の意見の聴取」に規定する「主治医意見書」中「3. 心身の状態に関する意見（1）日常生活の自立度等について・認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載をいうものとする。なお、複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。

③医師の判定が無い場合（主治医意見書を用いることについて同意が得られていない場合を含む）にあっては、「要介護認定等の実施について」に基づき、認定調査員が記入した同通知中「2(4) 認定調査員」に規定する「認定調査票」の「認定調査票（基本調査）」7の「認知症高齢者の日常生活自立度」欄の記載を用いるものとする。

居宅サービス単位数表(短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費)に関する通則事項

(1)算定上における端数処理について

（前述参照）

(2)入所等の日数の数え方について

①短期入所、入所又は入院の日数については、原則として、入所等した日及び退所等した日の両方を含むものとする。

②ただし、同一敷地内における短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設又は介護保険施設（以下②及び③において「介護保険施設等」）の間で、又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものの間で、利用者等が1の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については、入所等の日は含み、退所等の日は含まれない。したがって、例えば、短期入所生活介護の利用者がそのまま指定介護老人福祉施設に入所した場合は、入所に切り替えた日については短期入所生活介護費は算定しない。

③なお、介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の病床であって医療保険の診療報酬が適用されるもの（以下「医療保険適用病床」）又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における病院若しくは診療所の医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているもの（以下③において「同一敷地内等の医療保険適用病床」）に入院する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む。）は、介護保険施設等においては退所等の日は算定されず、また、同一敷地内等の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合（同一医療機関内の転棟の場合を含む）は、介護保険施設等においては入所等の日は算定されない。

④厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」）の適用に関する平均利用者数等の算定においては、入所等した日を含み、退所等した日は含まないものとする。

(3)定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について

省略

(4)常勤換算方法による職員数の算定方法について

省略

(5)人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

省略

(6)夜勤体制による減算について

省略

(7)新設、増床又は減床の場合の利用者数等について

省略

(8)短期入所的な施設サービスの利用について

省略

(9)「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について

省略

(10)栄養管理について

省略

通 則

指定地域密着型サービスの介護報酬の通則

- (1) 算定上における端数処理について 前述参照
(2) サービス種類相互の算定関係について
特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間については、その他の指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに係る介護給付費（居宅療養管理指導費を除く）は算定しないものであること。ただし、指定特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている間については、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護費及び通所リハビリテーション費並びに定期巡回・随時対応型訪問介護看護費、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス費は算定しないものであること。

なお、小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものであること。

なお、看護小規模多機能型居宅介護を受けている間については、訪問リハビリテーション費、居宅療養管理指導費及び福祉用具貸与費を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額は算定しないものであること。

また、同一時間帯に通所サービスと訪問サービスを利用した場合は、訪問サービスの所定単位数は算定できない。

- (3) 施設外泊時等における地域密着型サービスの算定について

施設入所（入院）者が外泊又は介護保健施設若しくは経過的介護療養型医療施設の試行的退所を行っている場合には、地域密着型サービスは算定できない。

- (4) 同一時間帯に複数種類の訪問サービスを利用した場合の取扱いについて

利用者は同一時間帯にひとつの訪問サービスを利用することを原則とする。ただし、連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護と訪問看護を、同一利用者が同一時間帯に利用する場合は、利用者の心身の状況や介護の内容に応じて、同一時間帯に利用することが介護のために必要があると認められる場合に限り、それぞれのサービスについてそれぞれの所定単位数が算定される。

- (5) 入所等の日数の考え方について 省略
(6) 定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について 省略
(7) 常勤換算方法による職員数の算定方法について 省略
(8) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について 省略
(9) 夜勤体制による減算について 省略
(10) 新設、増床又は減床の場合の利用者数等について 省略
(11) 市町村が独自に定める介護報酬の設定 省略
(12) 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について 省略
(13) 栄養管理について 省略

指定介護予防サービスの介護報酬の通則

- (1) 算定上における端数処理について 前述参照
(2) サービス種類相互の算定関係について

介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護費を受けている間については、その他の介護予防サービス費又は地域密着型介護予防サービス費（介護予防居宅療養管理指導費を除く）は算定しないものであること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に必要がある場合に、当該事業者の費用負担により、その利用者に対してその他の介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスを利用させることは差し支えないものであること。また、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている間については、介護予防訪問介護費、介護予防訪問入浴介護費、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費並びに介護予防認知症対応型通所介護費及び介護予防小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること。

なお、介護予防福祉用具貸与費については、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を受けている者についても算定が可能であること。

- (3) 退所日等における介護予防サービス費の算定について

介護予防短期入所療養介護のサービス終了日（退所・退院日）については、介護予防訪問看護費、介護予防訪問リハビリテーション費、介護予防居宅療養管理指導費及び介護予防通所リハビリテーション費は算定できない。介護予防訪問介護等の福祉系サービスは別に算定できるが、介護予防短期入所サービスにおいても機能訓練やリハビリテーションを行えることから、退所（退院日）に介護予防通所介護を機械的に組み込むといった介護予防サービス計画は適正でない。

なお、入所（入院）当日であっても当該入所（入院）前に利用する介護予防訪問通所サービスは別に算定できる。ただし、入所（入院）前に介護予防通所介護又は介護予防通所リハビリテーションを機械的に組み込むといった介護予防サービス計画は適正ではない。

- (4) 同一時間帯の複数種類の介護予防訪問サービスを利用した場合の取扱いについて 省略
(5) 介護予防訪問サービスの行われる利用者の居宅について 省略
(6) 「認知症高齢者の日常生活自立度」の決定方法について 省略
(7) 栄養管理について 省略

11 訪問介護			生活：生活援助 身体：身体介護				1単位単価 10.21円		
特定事業所加算 なし		項目コード サービス内容略称	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)		
			7211 生活援助 2	182 186 円	7311 生活援助 3	224 229 円	—		
			身体01 20分未満	4845 身体介護01	166 170 円	4145 身体01生活 1	232 237 円		
			身体02 20分未満(頻回)	4551 身体介護02	166 170 円	4601 身体02生活 1	232 237 円		
			身体 1 30分未満	1111 身体介護 1	249 255 円	4111 身体 1 生活 1	315 322 円		
			身体 2 1時間未満	1211 身体介護 2	395 404 円	5111 身体 2 生活 1	461 471 円		
			身体 3 1時間30分未満	1311 身体介護 3	577 590 円	6111 身体 3 生活 1	643 657 円		
			身体 4 2時間未満	1411 身体介護 4	660 674 円	6211 身体 4 生活 1	726 742 円		
			身体 5 2時間30分未満	1511 身体介護 5	743 759 円	6311 身体 5 生活 1	809 826 円		
			身体 6 3時間未満	1611 身体介護 6	826 844 円	6411 身体 6 生活 1	892 911 円		
			身体 7 3時間30分未満	1711 身体介護 7	909 928 円	6511 身体 7 生活 1	975 996 円		
			身体 8 4時間未満	1811 身体介護 8	992 1,013 円	6611 身体 8 生活 1	1058 1,081 円		
項目コード サービス内容略称			単位		金額				
通院等乗降介助 (要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)									
8111	通院等乗降介助				98	100 円			

特定事業所加算 I 20%加算		項目コード サービス内容略称	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)		
			8001 生活 2・I	218 223 円	8013 生活 3・I	269 275 円	—		
			身体01 20分未満	6836 身体01・I	199 204 円	4245 身01生1・I	278 284 円		
			身体02 20分未満(頻回)	4563 身体02・I	199 204 円	4670 身02生1・I	278 284 円		
			身体 1 30分未満	2001 身体1・I	299 306 円	2013 身1生1・I	378 386 円		
			身体 2 1時間未満	2049 身体2・I	474 484 円	2061 身2生1・I	553 565 円		
			身体 3 1時間30分未満	2097 身体3・I	692 707 円	2109 身3生1・I	772 789 円		
			身体 4 2時間未満	2145 身体4・I	792 809 円	2157 身4生1・I	871 890 円		
			身体 5 2時間30分未満	2193 身体5・I	892 911 円	2205 身5生1・I	971 992 円		
			身体 6 3時間未満	2247 身体6・I	991 1,012 円	2259 身6生1・I	1070 1,093 円		
			身体 7 3時間30分未満	2295 身体7・I	1091 1,114 円	2307 身7生1・I	1170 1,195 円		
			身体 8 4時間未満	2349 身体8・I	1190 1,215 円	2361 身8生1・I	1270 1,297 円		
項目コード サービス内容略称			単位		金額				
通院等乗降介助 (要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)									
8131	通院等乗降介助・I				118	121 円			

11 訪問介護			生活：生活援助 身体：身体介護				1単位単価 10,21円
特定事業所加算Ⅱ 10%加算	項目コード サービス内容略称	単位 金額	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)
			8025 生活2・II	200 205円	8037 生活3・II	246 252円	—
	身体01 20分未満	8527 身体01・II	183 187円	4345 身01生1・II	255 261円	4369 身01生2・II	328 335円
	身体02 20分未満(頻回)	4569 身体02・II	183 187円	4688 身02生1・II	255 261円	4700 身02生2・II	328 335円
	身体 1 30分未満	2451 身体1・II	274 280円	2463 身1生1・II	347 355円	2475 身1生2・II	419 428円
	身体 2 1時間未満	2499 身体2・II	435 445円	2514 身2生1・II	507 518円	2529 身2生2・II	580 593円
	身体 3 1時間30分未満	2553 身体3・II	635 649円	2565 身3生1・II	707 722円	2577 身3生2・II	780 797円
	身体 4 2時間未満	2601 身体4・II	726 742円	2616 身4生1・II	799 816円	2631 身4生2・II	871 890円
	身体 5 2時間30分未満	2655 身体5・II	817 835円	2667 身5生1・II	890 909円	2679 身5生2・II	963 984円
	身体 6 3時間未満	2703 身体6・II	909 928円	2718 身6生1・II	981 1,002円	2733 身6生2・II	1054 1,077円
	身体 7 3時間30分未満	2757 身体7・II	1000 1,021円	2769 身7生1・II	1073 1,096円	2781 身7生2・II	1145 1,169円
	身体 8 4時間未満	2805 身体8・II	1091 1,114円	2820 身8生1・II	1164 1,189円	2835 身8生2・II	1236 1,262円
項目コード 通院等乗降介助 (要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)			サービス内容略称	単位	金額		
8151	通院等乗降介助・II				108	111円	

特定事業所加算Ⅲ 10%加算	項目コード サービス内容略称	単位 金額	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)
			8049 生活2・III	200 205円	8061 生活3・III	246 252円	—
	身体01 20分未満	9244 身体01・III	183 187円	4445 身01生1・III	255 261円	4469 身01生2・III	328 335円
	身体02 20分未満(頻回)	4581 身体02・III	183 187円	4757 身02生1・III	255 261円	4769 身02生2・III	328 335円
	身体 1 30分未満	2907 身体1・III	274 280円	2925 身1生1・III	347 355円	2937 身1生2・III	419 428円
	身体 2 1時間未満	2961 身体2・III	435 445円	2973 身2生1・III	507 518円	2985 身2生2・III	580 593円
	身体 3 1時間30分未満	3009 身体3・III	635 649円	3021 身3生1・III	707 722円	3033 身3生2・III	780 797円
	身体 4 2時間未満	3057 身体4・III	726 742円	3069 身4生1・III	799 816円	3081 身4生2・III	871 890円
	身体 5 2時間30分未満	3105 身体5・III	817 835円	3117 身5生1・III	890 909円	3129 身5生2・III	963 984円
	身体 6 3時間未満	3153 身体6・III	909 928円	3165 身6生1・III	981 1,002円	3177 身6生2・III	1054 1,077円
	身体 7 3時間30分未満	3201 身体7・III	1000 1,021円	3216 身7生1・III	1073 1,096円	3234 身7生2・III	1145 1,169円
	身体 8 4時間未満	3261 身体8・III	1091 1,114円	3273 身8生1・III	1164 1,189円	3285 身8生2・III	1236 1,262円
項目コード 通院等乗降介助 (要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可)			サービス内容略称	単位	金額		
8171	通院等乗降介助・III				108	111円	

11 訪問介護			生活：生活援助 身体：身体介護				1単位単価 10,21円				
特定事業所加算 IV 5%加算		項目コード サービス内容略称	生活援助 (20~45分未満)		生活援助 (45分以上)		生活援助 (70分以上)				
			単位	7857 生活2・IV	191 195円	7881 生活3・IV	235 240円				
		身体01 20分未満	5345 身体01・IV	174 178円	7010 身01生1・IV	244 250円	7046 身01生2・IV	313 320円	7082 身01生3・IV	382 390円	
		身体02 20分未満(頻回)	5369 身体02・IV	174 178円	4793 身02生1・IV	244 250円	4805 身02生2・IV	313 320円	4825 身02生3・IV	382 390円	
		身体1 30分未満	5393 身体1・IV	261 267円	5445 身1生1・IV	331 338円	5469 身1生2・IV	400 409円	5493 身1生3・IV	469 479円	
		身体2 1時間未満	5545 身体2・IV	415 424円	5569 身2生1・IV	484 495円	5593 身2生2・IV	553 565円	5645 身2生3・IV	623 636円	
		身体3 1時間30分未満	5669 身体3・IV	606 619円	5693 身3生1・IV	675 690円	6451 身3生2・IV	744 760円	6475 身3生3・IV	814 831円	
		身体4 2時間未満	6499 身体4・IV	693 708円	6563 身4生1・IV	762 778円	6587 身4生2・IV	832 850円	6651 身4生3・IV	901 920円	
		身体5 2時間30分未満	6675 身体5・IV	780 797円	6699 身5生1・IV	849 867円	7257 身5生2・IV	919 939円	7281 身5生3・IV	988 1,009円	
		身体6 3時間未満	7305 身体6・IV	867 886円	7357 身6生1・IV	937 957円	7381 身6生2・IV	1006 1,028円	7405 身6生3・IV	1075 1,098円	
加算		身体7 3時間30分未満	7457 身体7・IV	954 974円	7481 身7生1・IV	1024 1,046円	7505 身7生2・IV	1093 1,116円	7557 身7生3・IV	1162 1,187円	
		身体8 4時間未満	7581 身体8・IV	1042 1,064円	7605 身8生1・IV	1111 1,135円	7657 身8生2・IV	1180 1,205円	7681 身8生3・IV	1250 1,277円	
		項目コード	サービス内容略称	単位	金額						
		通院等乗降介助（要支援は利用不可。通院等乗降介助と身体介護の重複請求は不可）									
		7905	通院等乗降介助・IV				103		106円		
		6361	訪問介護共生型サービス居宅介護1				所定単位数の 30%減算				
		6362	訪問介護共生型サービス居宅介護2				所定単位数の 7%減算				
		6363	訪問介護共生型サービス重度訪問介護			1月につき	所定単位数の 7%減算				
		4114	訪問介護同一建物減算1				所定単位数の 10%減算				
		4115	訪問介護同一建物減算2				所定単位数の 15%減算				
		4000	緊急時訪問介護加算		1回につき		100		103円		
		4001	訪問介護初回加算				200		205円		
		4003	訪問介護生活機能向上連携加算Ⅰ				100		103円		
		4002	訪問介護生活機能向上連携加算Ⅱ				200		205円		
		6278	訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ				所定単位数の 63/1000加算				
		6279	訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ			1月につき	所定単位数の 42/1000加算				
		6275	訪問介護処遇改善加算Ⅰ				所定単位数の 137/1000加算				
		6274	訪問介護処遇改善加算Ⅱ				所定単位数の 100/1000加算				
		6271	訪問介護処遇改善加算Ⅲ				所定単位数の 55/1000加算				
		6272	訪問介護処遇改善加算Ⅳ				所定単位数の 55/1000の90%加算				
		6273	訪問介護処遇改善加算Ⅴ				所定単位数の 55/1000の80%加算				
※夜間早朝の場合 ×25%加算											
※深夜の場合 ×50%加算											
※2人の介護員等の場合 ×200%											
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合											
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合											

12 訪問入浴介護					1単位単価 10.21円
	項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
1回につき					
	1111	訪問入浴	1,256	¥	1,283
	1112	訪問入浴・部分浴 清拭又は部分浴 ×70%	879	¥	898
	1121	訪問入浴・職員のみ 介護職員3名 ×95%	1,193	¥	1,218
	1122	訪問入浴・職員のみ・部分浴 ×95% ×70%	835	¥	853
加算	6100	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ 1	36	¥	37
	6101	訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ 2	24	¥	25
	1月につき				
	4111	訪問入浴同一建物減算1 所定単位数の 10%減算			
	4112	訪問入浴同一建物減算2 所定単位数の 15%減算			
	6111	訪問入浴特定処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の 21/1000加算			
	6112	訪問入浴特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の 15/1000加算			
	6106	訪問入浴処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の 58/1000加算			
	6105	訪問入浴処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の 42/1000加算			
	6102	訪問入浴処遇改善加算Ⅲ 所定単位数の 23/1000加算			
	6103	訪問入浴処遇改善加算Ⅳ 所定単位数の 23/1000 の90%加算			
	6104	訪問入浴処遇改善加算Ⅴ 所定単位数の 23/1000 の80%加算			
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合					

13 訪問看護					1単位単価 10.21円
	項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
訪問看護ステーション					
	1010	訪問看護Ⅰ 1 20分未満	312	¥	319
	1111	訪問看護Ⅰ 2 30分未満	469	¥	479
	1211	訪問看護Ⅰ 3 1時間未満	819	¥	837
	1311	訪問看護Ⅰ 4 1.5時間未満	1,122	¥	1,146
	1331	訪問看護Ⅰ 4・長 1.5時間以上	1,422	¥	1,452
	1501	訪問看護Ⅰ 5 OT,PT,ST	297	¥	304
	1521	訪問看護Ⅰ 5・2超 1日に2回を超えて実施する場合 //	267	¥	273
	3100	緊急時訪問看護加算1 (限度額外) 1月につき	574	¥	586
病院診療所	2010	訪問看護Ⅱ 1 20分未満	264	¥	270
	2111	訪問看護Ⅱ 2 30分未満	397	¥	406
	2211	訪問看護Ⅱ 3 1時間未満	571	¥	583
	2311	訪問看護Ⅱ 4 1.5時間未満	839	¥	857
	2331	訪問看護Ⅱ 4・長 1.5時間以上	1,139	¥	1,163
	3200	緊急時訪問看護加算2 (限度額外) 1月につき	315	¥	322
加算	3111	定期巡回訪看 定期巡回隨時対応型訪問介護 1月につき	2,945	¥	3,007
	3115	定期巡回訪看・介5 看護事業所と連携する場合	3,745	¥	3,824
	4111	訪問看護同一建物減算1 所定単位数の 10%減算			
	4112	訪問看護同一建物減算2 所定単位数の 15%減算			
	4000	訪問看護特別管理加算Ⅰ (限度額外) 1月につき	500	¥	511
	4001	訪問看護特別管理加算Ⅱ (限度額外)	250	¥	256
	7000	訪問看護ターミナルケア加算 (限度額外) 死亡月	2,000	¥	2,042
	4100	訪問看護特別指示減算 1日につき	-97	¥	-99
	4002	訪問看護初回加算 1月につき	300	¥	307
	4003	訪問看護退院時共同指導加算 1回につき	600	¥	613
	4004	訪問看護介護連携強化加算	250	¥	256
	4010	訪問看護体制強化加算Ⅰ 1月につき	600	¥	613
	4005	訪問看護体制強化加算Ⅱ	300	¥	307
	6101	訪問看護サービス提供体制加算1 1回につき	6	¥	7
	6102	訪問看護サービス提供体制加算2 1月につき	50	¥	51
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合					
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合					
※准看護師の場合 ×90%					
※2人以上による場合 30分未満 +254単位 、 30分以上 +402単位					
※夜間早朝の場合 ×25%加算 ※ 深夜の場合 ×50%加算					
※複数名加算：省略					
契約期間が1月に満たない場合（日割計算用）					
	3112	定期巡回訪看・日割 定期巡回隨時対応型訪問介護	97	¥	99
	3116	定期巡回訪看・介5・日割 看護事業所と連携する場合	123	¥	126

14 訪問リハビリテーション

1単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
1回(20分)につき			
病院・診療所の場合			
2111	訪問リハビリ1	292	¥ 297
介護老人保健施設の場合			
2211	訪問リハビリ2	292	¥ 297
介護医療院の場合			
2311	訪問リハビリ3	292	¥ 297
加 算	4111 訪問リハ同一建物減算1	1月につき	所定単位数の 10%減算
	4112 訪問リハ同一建物減算2		所定単位数の 15%減算
	5003 訪問リハ短期集中リハ加算	退院(所)日又は認定日から3月以内	200
	5004 訪問リハマネジメント加算I		230
	5005 訪問リハマネジメント加算II	1月につき	280
	5006 訪問リハマネジメント加算III		320
	5007 訪問リハマネジメント加算IV		420
	5010 訪問リハ計画診療未実施減算	1回につき	-20
	6110 訪問リハ社会参加支援加算	1日につき	17
	6101 訪問リハサービス提供体制加算	1回につき	6
	※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		
	※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合		

31 居宅療養管理指導

(給付管理対象外)

1単位単価
10.00円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
医師が行う場合(月2回限度)				
1111	医師居宅療養管理指導Ⅰ 1	单一建物居住者1人に対して行う場合	509	
1113	医師居宅療養管理指導Ⅰ 2	单一建物居住者2~9	485	
1115	医師居宅療養管理指導Ⅰ 3	单一建物居住者10~	444	
在宅時医学総合管理料等を算定する場合				
1112	医師居宅療養管理指導Ⅱ 1	单一建物居住者1人に対して行う場合	295	
1114	医師居宅療養管理指導Ⅱ 2	单一建物居住者2~9	285	
1116	医師居宅療養管理指導Ⅱ 3	单一建物居住者10~	261	
歯科医師が行う場合(月2回限度)				
2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	单一建物居住者1人に対して行う場合	509	
2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ	单一建物居住者2~9	485	
2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ	单一建物居住者10~	444	
薬剤師が行う場合【医療機関の薬剤師】(月2回限度)				
1221	薬剤師居宅療養Ⅰ 1	单一建物居住者1人に対して行う場合	560	
1222	薬剤師居宅療養Ⅰ 1・特薬	单一建物居住者1人に対して行う場合・特別な薬剤	660	
1251	薬剤師居宅療養Ⅰ 2	单一建物居住者2~9	415	
1252	薬剤師居宅療養Ⅰ 2・特薬	单一建物居住者2~9・特別な薬剤	515	
1244	薬剤師居宅療養Ⅰ 3	单一建物居住者10~	379	
1245	薬剤師居宅療養Ⅰ 3・特薬	单一建物居住者10~・特別な薬剤	479	
薬剤師が行う場合【薬局の薬剤師】				
单一建物居住者1人に対して行う場合				
1223	薬剤師居宅療養Ⅱ 1	がん末期・中心静脈栄養患者以外	月4回 限度	509
1224	薬剤師居宅療養Ⅱ 1・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤		609
1255	薬剤師居宅療養Ⅱ 2	がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月8回 限度	509
1256	薬剤師居宅療養Ⅱ 2・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤		609
单一建物居住者2~9人				
1225	薬剤師居宅療養Ⅱ 3	がん末期・中心静脈栄養患者以外	月4回 限度	377
1226	薬剤師居宅療養Ⅱ 3・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤		477
1253	薬剤師居宅療養Ⅱ 4	がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月8回 限度	377
1254	薬剤師居宅療養Ⅱ 4・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤		477
单一建物居住者10人~				
1246	薬剤師居宅療養Ⅱ 5	がん末期・中心静脈栄養患者以外	月4回 限度	345
1247	薬剤師居宅療養Ⅱ 5・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤		445
1248	薬剤師居宅療養Ⅱ 6	がん末期・中心静脈栄養患者の場合	月8回 限度	345
1249	薬剤師居宅療養Ⅱ 6・特薬	がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤		445
管理栄養士が行う場合(月2回限度)				
1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ	单一建物居住者1人に対して行う場合	539	
1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ	单一建物居住者2~9	485	
1133	管理栄養士居宅療養Ⅲ	单一建物居住者10~	444	
歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)				
1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ	单一建物居住者1人に対して行う場合	356	
1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ	单一建物居住者2~9	324	
1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ	单一建物居住者10~	296	

15 通所介護								1単位単価 10,14円					
項目コード	サービス内容略称		単位	金額	項目コード	サービス内容略称		単位	金額				
イ 通常規模型通所介護													
2時間以上3時間未満								3時間以上4時間未満					
2141	通所介護Ⅰ21・時減	267	¥ 271		2241	通所介護Ⅰ11	364	¥ 369					
2142	通所介護Ⅰ22・時減	307	¥ 312		2242	通所介護Ⅰ12	417	¥ 423					
2143	通所介護Ⅰ23・時減	347	¥ 352		2243	通所介護Ⅰ13	472	¥ 479					
2144	通所介護Ⅰ24・時減	386	¥ 392		2244	通所介護Ⅰ14	525	¥ 533					
2145	通所介護Ⅰ25・時減	426	¥ 432		2245	通所介護Ⅰ15	579	¥ 588					
4時間以上5時間未満								5時間以上6時間未満					
2246	通所介護Ⅰ21	382	¥ 388		2341	通所介護Ⅰ31	561	¥ 569					
2247	通所介護Ⅰ22	438	¥ 445		2342	通所介護Ⅰ32	663	¥ 673					
2248	通所介護Ⅰ23	495	¥ 502		2343	通所介護Ⅰ33	765	¥ 776					
2249	通所介護Ⅰ24	551	¥ 559		2344	通所介護Ⅰ34	867	¥ 880					
2250	通所介護Ⅰ25	608	¥ 617		2345	通所介護Ⅰ35	969	¥ 983					
6時間以上7時間未満								7時間以上8時間未満					
2346	通所介護Ⅰ41	575	¥ 583		2441	通所介護Ⅰ51	648	¥ 657					
2347	通所介護Ⅰ42	679	¥ 689		2442	通所介護Ⅰ52	765	¥ 776					
2348	通所介護Ⅰ43	784	¥ 795		2443	通所介護Ⅰ53	887	¥ 900					
2349	通所介護Ⅰ44	888	¥ 901		2444	通所介護Ⅰ54	1,008	¥ 1,023					
2350	通所介護Ⅰ45	993	¥ 1,007		2445	通所介護Ⅰ55	1,130	¥ 1,146					
8時間以上9時間未満								9時間以上10時間未満(8-9の前後に日常生活上の世話)					
2446	通所介護Ⅰ61	659	¥ 669		2541	通所介護Ⅰ61・延1	709	¥ 719					
2447	通所介護Ⅰ62	779	¥ 790		2542	通所介護Ⅰ62・延1	829	¥ 841					
2448	通所介護Ⅰ63	902	¥ 915		2543	通所介護Ⅰ63・延1	952	¥ 966					
2449	通所介護Ⅰ64	1,026	¥ 1,041		2544	通所介護Ⅰ64・延1	1,076	¥ 1,091					
2450	通所介護Ⅰ65	1,150	¥ 1,167		2545	通所介護Ⅰ65・延1	1,200	¥ 1,217					
ロ 大規模型通所介護(Ⅰ)													
2時間以上3時間未満								3時間以上4時間未満					
3651	通所介護Ⅱ21・時減	259	¥ 263		3656	通所介護Ⅱ11	352	¥ 357					
3652	通所介護Ⅱ22・時減	297	¥ 302		3657	通所介護Ⅱ12	403	¥ 409					
3653	通所介護Ⅱ23・時減	335	¥ 340		3658	通所介護Ⅱ13	455	¥ 462					
3654	通所介護Ⅱ24・時減	373	¥ 379		3659	通所介護Ⅱ14	506	¥ 513					
3655	通所介護Ⅱ25・時減	412	¥ 418		3660	通所介護Ⅱ15	559	¥ 567					
4時間以上5時間未満								5時間以上6時間未満					
3801	通所介護Ⅱ21	370	¥ 376		3661	通所介護Ⅱ31	536	¥ 544					
3802	通所介護Ⅱ22	424	¥ 430		3662	通所介護Ⅱ32	634	¥ 643					
3803	通所介護Ⅱ23	479	¥ 486		3663	通所介護Ⅱ33	732	¥ 743					
3804	通所介護Ⅱ24	533	¥ 541		3664	通所介護Ⅱ34	828	¥ 840					
3805	通所介護Ⅱ25	588	¥ 597		3665	通所介護Ⅱ35	926	¥ 939					
6時間以上7時間未満								7時間以上8時間未満					
3806	通所介護Ⅱ41	555	¥ 563		3666	通所介護Ⅱ51	620	¥ 629					
3807	通所介護Ⅱ42	657	¥ 667		3667	通所介護Ⅱ52	733	¥ 744					
3808	通所介護Ⅱ43	758	¥ 769		3668	通所介護Ⅱ53	848	¥ 860					
3809	通所介護Ⅱ44	858	¥ 870		3669	通所介護Ⅱ54	965	¥ 979					
3810	通所介護Ⅱ45	959	¥ 973		3670	通所介護Ⅱ55	1,081	¥ 1,097					
8時間以上9時間未満								9時間以上10時間未満(8-9の前後に日常生活上の世話)					
3811	通所介護Ⅱ61	637	¥ 646		3671	通所介護Ⅱ61・延1	687	¥ 697					
3812	通所介護Ⅱ62	753	¥ 764		3672	通所介護Ⅱ62・延1	803	¥ 815					
3813	通所介護Ⅱ63	872	¥ 885		3673	通所介護Ⅱ63・延1	922	¥ 935					
3814	通所介護Ⅱ64	992	¥ 1,006		3674	通所介護Ⅱ64・延1	1,042	¥ 1,057					
3815	通所介護Ⅱ65	1,111	¥ 1,127		3675	通所介護Ⅱ65・延1	1,161	¥ 1,178					

15 通所介護

1単位単価
10.14円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額
八 大規模型通所介護(Ⅱ)							
2時間以上3時間未満				3時間以上4時間未満			
3681	通所介護Ⅲ21・時減	249	¥ 253	3686	通所介護Ⅲ11	340	¥ 345
3682	通所介護Ⅲ22・時減	286	¥ 290	3687	通所介護Ⅲ12	389	¥ 395
3683	通所介護Ⅲ23・時減	323	¥ 328	3688	通所介護Ⅲ13	440	¥ 447
3684	通所介護Ⅲ24・時減	359	¥ 364	3689	通所介護Ⅲ14	488	¥ 495
3685	通所介護Ⅲ25・時減	396	¥ 402	3690	通所介護Ⅲ15	540	¥ 548
4時間以上5時間未満				5時間以上6時間未満			
4801	通所介護Ⅲ21	356	¥ 361	3691	通所介護Ⅲ31	517	¥ 525
4802	通所介護Ⅲ22	408	¥ 414	3692	通所介護Ⅲ32	611	¥ 620
4803	通所介護Ⅲ23	461	¥ 468	3693	通所介護Ⅲ33	705	¥ 715
4804	通所介護Ⅲ24	513	¥ 521	3694	通所介護Ⅲ34	800	¥ 812
4805	通所介護Ⅲ25	566	¥ 574	3695	通所介護Ⅲ35	894	¥ 907
6時間以上7時間未満				7時間以上8時間未満			
4806	通所介護Ⅲ41	535	¥ 543	3696	通所介護Ⅲ51	598	¥ 607
4807	通所介護Ⅲ42	632	¥ 641	3697	通所介護Ⅲ52	706	¥ 716
4808	通所介護Ⅲ43	729	¥ 740	3698	通所介護Ⅲ53	818	¥ 830
4809	通所介護Ⅲ44	827	¥ 839	3699	通所介護Ⅲ54	931	¥ 944
4810	通所介護Ⅲ45	925	¥ 938	3700	通所介護Ⅲ55	1,043	¥ 1,058
8時間以上9時間未満				9時間以上10時間未満(8-9の前後に日常生活上の世話)			
4811	通所介護Ⅲ61	614	¥ 623	3701	通所介護Ⅲ61・延1	664	¥ 674
4812	通所介護Ⅲ62	726	¥ 737	3702	通所介護Ⅲ62・延1	776	¥ 787
4813	通所介護Ⅲ63	839	¥ 851	3703	通所介護Ⅲ63・延1	889	¥ 902
4814	通所介護Ⅲ64	955	¥ 969	3704	通所介護Ⅲ64・延1	1,005	¥ 1,019
4815	通所介護Ⅲ65	1,070	¥ 1,085	3705	通所介護Ⅲ65・延1	1,120	¥ 1,136
項目コード	サービス内容略称	単位	金額				
1日につき							
5301	通所介護入浴介助加算			50	¥ 51		
5306	通所介護中重度者ケア体制加算			45	¥ 46		
5051	通所介護個別機能訓練加算Ⅰ			46	¥ 47		
5052	通所介護個別機能訓練加算Ⅱ			56	¥ 57		
5305	通所介護認知症加算			60	¥ 61		
6109	通所介護若年性認知症受入加算			60	¥ 61		
6350	通所介護生活相談員配置等加算			13	¥ 14		
6350	通所介護栄養スクーリング加算	6月に1回限度：1回につき		5	¥ 5		
5611	通所介護同一建物減算			-94	¥ -96		
5612	通所介護送迎減算	片道につき		-47	¥ -48		
6100	通所介護サービス提供体制加算Ⅰ1			18	¥ 19		
6101	通所介護サービス提供体制加算Ⅰ2			12	¥ 13		
6102	通所介護サービス提供体制加算Ⅱ			6	¥ 6		
月2回限度							
5605	通所介護栄養改善加算			150	¥ 153		
5606	通所介護口腔機能向上加算			150	¥ 153		
1月につき							
4002	通所介護生活機能向上連携加算Ⅰ			200	¥ 203		
4003	通所介護生活機能向上連携加算Ⅱ			100	¥ 102		
6340	通所介護ADL維持等加算Ⅰ			3	¥ 3		
6341	通所介護ADL維持等加算Ⅱ			6	¥ 6		
1月につき							
6364	通所介護共生型サービス生活介護			所定単位数の	7%減算		
6365	通所介護共生型サービス自立訓練			所定単位数の	5%減算		
6366	通所介護共生型サービス児童発達支援			所定単位数の	10%減算		
6367	通所介護共生型サービス放課後等デイ			所定単位数の	10%減算		
6111	通所介護特定処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の	12/1000加算		
6112	通所介護特定処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の	10/1000加算		
6108	通所介護処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の	59/1000加算		
6107	通所介護処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の	43/1000加算		
6104	通所介護処遇改善加算Ⅲ			所定単位数の	23/1000加算		
6105	通所介護処遇改善加算Ⅳ			所定単位数の	23/1000の90%加算		
6106	通所介護処遇改善加算Ⅴ			所定単位数の	23/1000の80%加算		

16 通所リハビリテーション								1単位単価 10,17円
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
イ 通常規模型通所リハビリテーション(病院又は診療所の場合)								
1時間以上2時間未満				2時間以上3時間未満				
1101	通所リハ I 111	331	¥ 337	1201	通所リハ I 121	345	¥ 351	
1103	通所リハ I 112	360	¥ 367	1202	通所リハ I 122	400	¥ 407	
1105	通所リハ I 113	390	¥ 397	1203	通所リハ I 123	457	¥ 465	
1107	通所リハ I 114	419	¥ 427	1204	通所リハ I 124	513	¥ 522	
1109	通所リハ I 115	450	¥ 458	1205	通所リハ I 125	569	¥ 579	
3時間以上4時間未満				4時間以上5時間未満				
1151	通所リハ I 131	446	¥ 454	1161	通所リハ I 141	511	¥ 520	
1152	通所リハ I 132	523	¥ 532	1162	通所リハ I 142	598	¥ 609	
1153	通所リハ I 133	599	¥ 610	1163	通所リハ I 143	684	¥ 696	
1154	通所リハ I 134	697	¥ 709	1164	通所リハ I 144	795	¥ 809	
1155	通所リハ I 135	793	¥ 807	1165	通所リハ I 145	905	¥ 921	
5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				
1196	通所リハ I 151	579	¥ 589	1171	通所リハ I 161	670	¥ 682	
1197	通所リハ I 152	692	¥ 704	1172	通所リハ I 162	801	¥ 815	
1198	通所リハ I 153	803	¥ 817	1173	通所リハ I 163	929	¥ 945	
1199	通所リハ I 154	935	¥ 951	1174	通所リハ I 164	1,081	¥ 1,100	
1200	通所リハ I 155	1,065	¥ 1,084	1175	通所リハ I 165	1,231	¥ 1,252	
7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満(7-8の前後に日常生活上の世話)				
1206	通所リハ I 171	716	¥ 729	1181	通所リハ I 171・延1	766	¥ 779	
1207	通所リハ I 172	853	¥ 868	1182	通所リハ I 172・延1	903	¥ 919	
1208	通所リハ I 173	993	¥ 1,010	1183	通所リハ I 173・延1	1,043	¥ 1,061	
1209	通所リハ I 174	1,157	¥ 1,177	1184	通所リハ I 174・延1	1,207	¥ 1,228	
1210	通所リハ I 175	1,317	¥ 1,340	1185	通所リハ I 175・延1	1,367	¥ 1,391	
イ 通常規模型通所リハビリテーション(介護老人保健施設の場合)								
1時間以上2時間未満				2時間以上3時間未満				
3701	通所リハ I 211	331	¥ 337	3711	通所リハ I 221	345	¥ 351	
3703	通所リハ I 212	360	¥ 367	3712	通所リハ I 222	400	¥ 407	
3705	通所リハ I 213	390	¥ 397	3713	通所リハ I 223	457	¥ 465	
3707	通所リハ I 214	419	¥ 427	3714	通所リハ I 224	513	¥ 522	
3709	通所リハ I 215	450	¥ 458	3715	通所リハ I 225	569	¥ 579	
3時間以上4時間未満				4時間以上5時間未満				
3716	通所リハ I 231	446	¥ 454	3721	通所リハ I 241	511	¥ 520	
3717	通所リハ I 232	523	¥ 532	3722	通所リハ I 242	598	¥ 609	
3718	通所リハ I 233	599	¥ 610	3723	通所リハ I 243	684	¥ 696	
3719	通所リハ I 234	697	¥ 709	3724	通所リハ I 244	795	¥ 809	
3720	通所リハ I 235	793	¥ 807	3725	通所リハ I 245	905	¥ 921	
5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満				
3941	通所リハ I 251	579	¥ 589	3726	通所リハ I 261	670	¥ 682	
3942	通所リハ I 252	692	¥ 704	3727	通所リハ I 262	801	¥ 815	
3943	通所リハ I 253	803	¥ 817	3728	通所リハ I 263	929	¥ 945	
3944	通所リハ I 254	935	¥ 951	3729	通所リハ I 264	1,081	¥ 1,100	
3945	通所リハ I 255	1,065	¥ 1,084	3730	通所リハ I 265	1,231	¥ 1,252	
7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満(7-8の前後に日常生活上の世話)				
3946	通所リハ I 271	716	¥ 729	3731	通所リハ I 271・延1	766	¥ 779	
3947	通所リハ I 272	853	¥ 868	3732	通所リハ I 272・延1	903	¥ 919	
3948	通所リハ I 273	993	¥ 1,010	3733	通所リハ I 273・延1	1,043	¥ 1,061	
3949	通所リハ I 274	1,157	¥ 1,177	3734	通所リハ I 274・延1	1,207	¥ 1,228	
3950	通所リハ I 275	1,317	¥ 1,340	3735	通所リハ I 275・延1	1,367	¥ 1,391	
イ 通常規模型通所リハビリテーション(介護医療院の場合)								
～ 省略 ～								

16 通所リハビリテーション								1単位単価 10,17円
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
□ 大規模型通所リハビリテーション(Ⅰ) (病院又は診療所の場合)								
1時間以上2時間未満				2時間以上3時間未満				
2101	通所リハⅡ111	325	¥ 331	2201	通所リハⅡ121	339	¥ 345	
2103	通所リハⅡ112	356	¥ 362	2202	通所リハⅡ122	394	¥ 401	
2105	通所リハⅡ113	384	¥ 391	2203	通所リハⅡ123	450	¥ 458	
2107	通所リハⅡ114	413	¥ 420	2204	通所リハⅡ124	505	¥ 514	
2109	通所リハⅡ115	443	¥ 451	2205	通所リハⅡ125	561	¥ 571	
3時間以上4時間未満								
2151	通所リハⅡ131	439	¥ 447	2161	通所リハⅡ141	501	¥ 510	
2152	通所リハⅡ132	515	¥ 524	2162	通所リハⅡ142	586	¥ 596	
2153	通所リハⅡ133	590	¥ 600	2163	通所リハⅡ143	670	¥ 682	
2154	通所リハⅡ134	685	¥ 697	2164	通所リハⅡ144	778	¥ 792	
2155	通所リハⅡ135	781	¥ 795	2165	通所リハⅡ145	887	¥ 902	
5時間以上6時間未満								
2196	通所リハⅡ151	559	¥ 569	2171	通所リハⅡ161	653	¥ 665	
2197	通所リハⅡ152	668	¥ 680	2172	通所リハⅡ162	781	¥ 795	
2198	通所リハⅡ153	776	¥ 790	2173	通所リハⅡ163	907	¥ 923	
2199	通所リハⅡ154	904	¥ 920	2174	通所リハⅡ164	1,054	¥ 1,072	
2200	通所リハⅡ155	1,029	¥ 1,047	2175	通所リハⅡ165	1,201	¥ 1,222	
7時間以上8時間未満								
2206	通所リハⅡ171	692	¥ 704	2181	通所リハⅡ171・延1	742	¥ 755	
2207	通所リハⅡ172	824	¥ 838	2182	通所リハⅡ172・延1	874	¥ 889	
2208	通所リハⅡ173	960	¥ 977	2183	通所リハⅡ173・延1	1,010	¥ 1,028	
2209	通所リハⅡ174	1,117	¥ 1,136	2184	通所リハⅡ174・延1	1,167	¥ 1,187	
2210	通所リハⅡ175	1,273	¥ 1,295	2185	通所リハⅡ175・延1	1,323	¥ 1,346	
□ 大規模型通所リハビリテーション(Ⅰ) (介護老人保健施設の場合)								
1時間以上2時間未満				2時間以上3時間未満				
3741	通所リハⅡ211	325	¥ 331	3751	通所リハⅡ221	339	¥ 345	
3743	通所リハⅡ212	356	¥ 362	3752	通所リハⅡ222	394	¥ 401	
3745	通所リハⅡ213	384	¥ 391	3753	通所リハⅡ223	450	¥ 458	
3747	通所リハⅡ214	413	¥ 420	3754	通所リハⅡ224	505	¥ 514	
3749	通所リハⅡ215	443	¥ 451	3755	通所リハⅡ225	561	¥ 571	
3時間以上4時間未満								
3756	通所リハⅡ231	439	¥ 447	3761	通所リハⅡ241	501	¥ 510	
3757	通所リハⅡ232	515	¥ 524	3762	通所リハⅡ242	586	¥ 596	
3758	通所リハⅡ233	590	¥ 600	3763	通所リハⅡ243	670	¥ 682	
3759	通所リハⅡ234	685	¥ 697	3764	通所リハⅡ244	778	¥ 792	
3760	通所リハⅡ235	781	¥ 795	3765	通所リハⅡ245	887	¥ 902	
5時間以上6時間未満								
3951	通所リハⅡ251	559	¥ 569	3766	通所リハⅡ261	653	¥ 665	
3952	通所リハⅡ252	668	¥ 680	3767	通所リハⅡ262	781	¥ 795	
3953	通所リハⅡ253	776	¥ 790	3768	通所リハⅡ263	907	¥ 923	
3954	通所リハⅡ254	904	¥ 920	3769	通所リハⅡ264	1,054	¥ 1,072	
3955	通所リハⅡ255	1,029	¥ 1,047	3770	通所リハⅡ265	1,201	¥ 1,222	
7時間以上8時間未満								
3956	通所リハⅡ271	692	¥ 704	3771	通所リハⅡ271・延1	742	¥ 755	
3957	通所リハⅡ272	824	¥ 838	3772	通所リハⅡ272・延1	874	¥ 889	
3958	通所リハⅡ273	960	¥ 977	3773	通所リハⅡ273・延1	1,010	¥ 1,028	
3959	通所リハⅡ274	1,117	¥ 1,136	3774	通所リハⅡ274・延1	1,167	¥ 1,187	
3960	通所リハⅡ275	1,273	¥ 1,295	3775	通所リハⅡ275・延1	1,323	¥ 1,346	
□ 大規模型通所リハビリテーション(Ⅰ) (介護医療院の場合)								
～ 省略 ～								

16 通所リハビリテーション								1単位単価 10,17円
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
ハ 大規模型通所リハビリテーション(Ⅱ) (病院又は診療所の場合)								
	1時間以上2時間未満				2時間以上3時間未満			
3101	通所リハⅢ111	318	¥ 324	3201	通所リハⅢ121	332	¥ 338	
3103	通所リハⅢ112	348	¥ 354	3202	通所リハⅢ122	386	¥ 393	
3105	通所リハⅢ113	375	¥ 382	3203	通所リハⅢ123	439	¥ 447	
3107	通所リハⅢ114	404	¥ 411	3204	通所リハⅢ124	493	¥ 502	
3109	通所リハⅢ115	432	¥ 440	3205	通所リハⅢ125	547	¥ 557	
	3時間以上4時間未満				4時間以上5時間未満			
3151	通所リハⅢ131	428	¥ 436	3161	通所リハⅢ141	482	¥ 491	
3152	通所リハⅢ132	503	¥ 512	3162	通所リハⅢ142	566	¥ 576	
3153	通所リハⅢ133	576	¥ 586	3163	通所リハⅢ143	648	¥ 659	
3154	通所リハⅢ134	669	¥ 681	3164	通所リハⅢ144	753	¥ 766	
3155	通所リハⅢ135	763	¥ 776	3165	通所リハⅢ145	857	¥ 872	
	5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満			
3196	通所リハⅢ151	540	¥ 550	3171	通所リハⅢ161	629	¥ 640	
3197	通所リハⅢ152	646	¥ 657	3172	通所リハⅢ162	754	¥ 767	
3198	通所リハⅢ153	750	¥ 763	3173	通所リハⅢ163	874	¥ 889	
3199	通所リハⅢ154	874	¥ 889	3174	通所リハⅢ164	1,019	¥ 1,037	
3200	通所リハⅢ155	996	¥ 1,013	3175	通所リハⅢ165	1,161	¥ 1,181	
	7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満 (7-8の前後に日常生活上の世話)			
3206	通所リハⅢ171	667	¥ 679	3181	通所リハⅢ171・延1	717	¥ 730	
3207	通所リハⅢ172	797	¥ 811	3182	通所リハⅢ172・延1	847	¥ 862	
3208	通所リハⅢ173	927	¥ 943	3182	通所リハⅢ173・延1	977	¥ 994	
3209	通所リハⅢ174	1,080	¥ 1,099	3184	通所リハⅢ174・延1	1,130	¥ 1,150	
3210	通所リハⅢ175	1,231	¥ 1,252	3185	通所リハⅢ175・延1	1,281	¥ 1,303	
ハ 大規模型通所リハビリテーション(Ⅱ) (介護老人保健施設の場合)								
	1時間以上2時間未満				2時間以上3時間未満			
3781	通所リハⅢ211	318	¥ 324	3791	通所リハⅢ221	332	¥ 338	
3783	通所リハⅢ212	348	¥ 354	3792	通所リハⅢ222	386	¥ 393	
3785	通所リハⅢ213	375	¥ 382	3793	通所リハⅢ223	439	¥ 447	
3787	通所リハⅢ214	404	¥ 411	3794	通所リハⅢ224	493	¥ 502	
3789	通所リハⅢ215	432	¥ 440	3795	通所リハⅢ225	547	¥ 557	
	3時間以上4時間未満				4時間以上5時間未満			
3796	通所リハⅢ231	428	¥ 436	3801	通所リハⅢ241	482	¥ 491	
3797	通所リハⅢ232	503	¥ 512	3802	通所リハⅢ242	566	¥ 576	
3798	通所リハⅢ233	576	¥ 586	3803	通所リハⅢ243	648	¥ 659	
3799	通所リハⅢ234	669	¥ 681	3804	通所リハⅢ244	753	¥ 766	
3800	通所リハⅢ235	763	¥ 776	3805	通所リハⅢ245	857	¥ 872	
	5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満			
3961	通所リハⅢ251	540	¥ 550	3806	通所リハⅢ261	629	¥ 640	
3962	通所リハⅢ252	646	¥ 657	3807	通所リハⅢ262	754	¥ 767	
3963	通所リハⅢ253	750	¥ 763	3808	通所リハⅢ263	874	¥ 889	
3964	通所リハⅢ254	874	¥ 889	3809	通所リハⅢ264	1,019	¥ 1,037	
3965	通所リハⅢ255	996	¥ 1,013	3810	通所リハⅢ265	1,161	¥ 1,181	
	7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満 (7-8の前後に日常生活上の世話)			
3966	通所リハⅢ271	667	¥ 679	3811	通所リハⅢ271・延1	717	¥ 730	
3967	通所リハⅢ272	797	¥ 811	3812	通所リハⅢ272・延1	847	¥ 862	
3968	通所リハⅢ273	927	¥ 943	3813	通所リハⅢ273・延1	977	¥ 994	
3969	通所リハⅢ274	1,080	¥ 1,099	3814	通所リハⅢ274・延1	1,130	¥ 1,150	
3970	通所リハⅢ275	1,231	¥ 1,252	3815	通所リハⅢ275・延1	1,281	¥ 1,303	
ハ 大規模型通所リハビリテーション(Ⅱ) (介護医療院の場合)								
～ 省略 ～								

16 通所リハビリテーション

1単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
1日につき			
6143	通所リハ理学療法士等体制強化加算 1時間以上2時間未満	30	¥ 31
6144	通所リハ提供体制加算1 3時間以上4時間未満	12	¥ 13
6145	通所リハ提供体制加算2 4時間以上5時間未満	16	¥ 17
6146	通所リハ提供体制加算3 5時間以上6時間未満	20	¥ 21
6147	通所リハ提供体制加算4 6時間以上7時間未満	24	¥ 25
6148	通所リハ提供体制加算5 7時間以上	28	¥ 29
5301	通所リハビリ入浴介助加算	50	¥ 51
5613	通所リハ短期集中個別リハ加算	110	¥ 112
6253	通所リハ認知症短期集中リハ加算Ⅰ 週2日限度	240	¥ 244
6109	通所リハ若年性認知症受入加算	60	¥ 61
5610	通所リハ重度療養管理加算	100	¥ 102
5614	通所リハ中重度者ケア体制加算	20	¥ 21
5611	通所リハ同一建物減算	-94	¥ -96
5612	通所介護送迎減算 片道	-47	¥ -48
6110	通所リハ社会参加支援加算	12	¥ 13
6204	通所リハ栄養スクーリング加算 6月に1回限度:1回	5	¥ 5
6100	通所リハサービス提供体制加算Ⅰ1	18	¥ 19
6101	通所リハサービス提供体制加算Ⅰ2	12	¥ 13
6102	通所リハサービス提供体制加算Ⅱ	6	¥ 7
1月につき			
5601	通所リハマネジメント加算Ⅰ	330	¥ 336
5608	通所リハマネジメント加算Ⅱ1 6月以内	850	¥ 865
5609	通所リハマネジメント加算Ⅱ2 6月超	530	¥ 539
5615	通所リハマネジメント加算Ⅲ1 6月以内	1,120	¥ 1,139
5616	通所リハマネジメント加算Ⅲ2 6月超	800	¥ 814
5617	通所リハマネジメント加算Ⅳ1 6月以内	1,220	¥ 1,241
5618	通所リハマネジメント加算Ⅳ2 6月超	900	¥ 916
6254	通所リハ認知症短期集中リハ加算Ⅱ	1,920	¥ 1,953
6255	通所リハ生活行為向上リハ加算1 3月以内	2,000	¥ 2,034
6256	通所リハ生活行為向上リハ加算2 3月超6月以内	1,000	¥ 1,017
月2回限度			
5605	通所リハ栄養改善加算	150	¥ 153
5606	通所リハ口腔機能向上加算	150	¥ 153
1月につき			
6118	通所リハ特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 20 / 1 000 加算	
6119	通所リハ特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 17 / 1 000 加算	
6107	通所リハ処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 47 / 1 000 加算	
6106	通所リハ処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 34 / 1 000 加算	
6103	通所リハ処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 19 / 1 000 加算	
6104	通所リハ処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 19 / 1 000 の 90 % 加算	
6105	通所リハ処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の 19 / 1 000 の 80 % 加算	

生活行為リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合

～ 省略 ～

21 短期入所生活介護

1単位単価
10,17円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額
イ 短期入所生活介護費							
(1) 単独型短期入所生活介護費							
単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) 従来型個室				単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) 多床室			
1111	単独短期生活Ⅰ 1	627	¥ 638	1115	単独短期生活Ⅱ 1	627	¥ 638
1121	単独短期生活Ⅰ 2	695	¥ 707	1125	単独短期生活Ⅱ 2	695	¥ 707
1131	単独短期生活Ⅰ 3	765	¥ 778	1135	単独短期生活Ⅱ 3	765	¥ 778
1141	単独短期生活Ⅰ 4	833	¥ 848	1145	単独短期生活Ⅱ 4	833	¥ 848
1151	単独短期生活Ⅰ 5	900	¥ 916	1155	単独短期生活Ⅱ 5	900	¥ 916
(2) 併設型短期入所生活介護費							
併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) 従来型個室				併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) 多床室			
2111	併設短期生活Ⅰ 1	586	¥ 596	2115	併設短期生活Ⅱ 1	586	¥ 596
2121	併設短期生活Ⅰ 2	654	¥ 666	2125	併設短期生活Ⅱ 2	654	¥ 666
2131	併設短期生活Ⅰ 3	724	¥ 737	2135	併設短期生活Ⅱ 3	724	¥ 737
2141	併設短期生活Ⅰ 4	792	¥ 806	2145	併設短期生活Ⅱ 4	792	¥ 806
2151	併設短期生活Ⅰ 5	859	¥ 874	2155	併設短期生活Ⅱ 5	859	¥ 874
ロ ユニット型短期入所生活介護費							
(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護費							
単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ユニット型個室				単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ユニット型個室の多床室			
1411	単ユ短期生活Ⅰ 1	725	¥ 738	1415	単ユ短期生活Ⅱ 1	725	¥ 738
1421	単ユ短期生活Ⅰ 2	792	¥ 806	1425	単ユ短期生活Ⅱ 2	792	¥ 806
1431	単ユ短期生活Ⅰ 3	866	¥ 881	1435	単ユ短期生活Ⅱ 3	866	¥ 881
1441	単ユ短期生活Ⅰ 4	933	¥ 949	1445	単ユ短期生活Ⅱ 4	933	¥ 949
1451	単ユ短期生活Ⅰ 5	1,000	¥ 1,017	1455	単ユ短期生活Ⅱ 5	1,000	¥ 1,017
(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費							
併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ユニット型個室				併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ) ユニット型個室の多床室			
2411	併ユ短期生活Ⅰ 1	684	¥ 696	2415	併ユ短期生活Ⅱ 1	684	¥ 696
2421	併ユ短期生活Ⅰ 2	751	¥ 764	2425	併ユ短期生活Ⅱ 2	751	¥ 764
2431	併ユ短期生活Ⅰ 3	824	¥ 838	2435	併ユ短期生活Ⅱ 3	824	¥ 838
2441	併ユ短期生活Ⅰ 4	892	¥ 908	2445	併ユ短期生活Ⅱ 4	892	¥ 908
2451	併ユ短期生活Ⅰ 5	959	¥ 976	2455	併ユ短期生活Ⅱ 5	959	¥ 976
項目コード	サービス内容略称			単位	金額		
6350	短期生活相談員配置等加算			13	¥ 14		
6004	短期生活機能訓練体制加算			12	¥ 13		
6005	短期生活個別機能訓練加算			56	¥ 57		
6113	短期生活看護体制加算Ⅰ			4	¥ 4		
6115	短期生活看護体制加算Ⅱ			8	¥ 9		
6135	短期生活看護体制加算Ⅲ 1	利用定員29人以下		12	¥ 13		
6136	短期生活看護体制加算Ⅲ 2	利用定員30人以上50人以下		6	¥ 7		
6137	短期生活看護体制加算Ⅳ 1	利用定員29人以下		23	¥ 24		
6138	短期生活看護体制加算Ⅳ 2	利用定員30人以上50人以下		13	¥ 14		
6116	短期生活医療連携強化加算			58	¥ 59		
6117	短期生活夜勤職員配置加算Ⅰ	イのサービスを算定する場合		13	¥ 14		
6119	短期生活夜勤職員配置加算Ⅱ	ロのサービスを算定する場合		18	¥ 19		
6123	短期生活夜勤職員配置加算Ⅲ			15	¥ 16		
6125	短期生活夜勤職員配置加算Ⅳ			20	¥ 21		
6121	短期生活認知症緊急対応加算	7日間限度		200	¥ 204		
6109	短期生活若年性認知症受入加算			120	¥ 122		
9200	短期入所生活介護送迎加算	片道		184	¥ 188		
6282	短生緊急短期入所受入加算	7日間限度		60	¥ 61		
6283	短期生活長期利用者提供減算			-30	¥ -31		
6275	短期生活療養食加算	1日につき3回を限度		8	¥ 9		
6277	短期生活在宅中重度者受入加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰを算定している場合		421	¥ 429		
6278	短期生活在宅中重度者受入加算Ⅱ	看護体制加算Ⅱを算定している場合		417	¥ 424		
6279	短期生活在宅中重度者受入加算Ⅲ	看護体制加算Ⅰ、Ⅱを算定している場合		413	¥ 420		
6280	短期生活在宅中重度者受入加算Ⅳ	看護体制加算を算定していない場合		425	¥ 433		
6133	短期生活認知症専門ケア加算Ⅰ			3	¥ 3		
6134	短期生活認知症専門ケア加算Ⅱ			4	¥ 4		
6100	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ 1			18	¥ 19		
6101	短期生活サービス提供体制加算Ⅰ 2			12	¥ 13		
6102	短期生活サービス提供体制加算Ⅱ			6	¥ 7		
6103	短期生活サービス提供体制加算Ⅲ			6	¥ 7		
1月につき							
6368	短期生活共生型サービス			所定単位数の 8 %減算			
4002	短期生活機能向上連携加算Ⅰ			200	¥ 204		
4003	短期生活機能向上連携加算Ⅱ			100	¥ 102		
6111	短期生活特定処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の 27 / 1 000 加算			
6112	短期生活特定処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の 23 / 1 000 加算			
6108	短期生活処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の 83 / 1 000 加算			
6107	短期生活処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の 60 / 1 000 加算			
6104	短期生活処遇改善加算Ⅲ			所定単位数の 33 / 1 000 加算			
6105	短期生活処遇改善加算Ⅳ			所定単位数の 33 / 1 000 の 90 %加算			
6106	短期生活処遇改善加算Ⅴ			所定単位数の 33 / 1 000 の 80 %加算			

22 短期入所療養介護（介護老人保健施設）							1 単位単価 10,14円
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額
1 介護老人保健施設短期入所療養介護費							
(1) 老健短期入所療養介護費（I）							
a老健短期入所療養介護費（i）<従来型個室>【基本型】				b老健短期入所療養介護費（ii）<従来型個室>【在宅強化型】			
1111	老短 I i 1	755	¥ 766	1601	老短 I ii 1	797	¥ 809
1121	老短 I i 2	801	¥ 813	1603	老短 I ii 2	868	¥ 881
1131	老短 I i 3	862	¥ 874	1605	老短 I ii 3	930	¥ 943
1141	老短 I i 4	914	¥ 927	1607	老短 I ii 4	986	¥ 1,000
1151	老短 I i 5	965	¥ 979	1609	老短 I ii 5	1,041	¥ 1,056
c老健短期入所療養介護費（iii）<多床室>【基本型】				d老健短期入所療養介護費（iv）<多床室>【在宅強化型】			
1311	老短 I iii 1	829	¥ 841	1611	老短 I iv 1	876	¥ 889
1321	老短 I iii 2	877	¥ 890	1613	老短 I iv 2	950	¥ 964
1331	老短 I iii 3	938	¥ 952	1615	老短 I iv 3	1,012	¥ 1,027
1341	老短 I iii 4	989	¥ 1,003	1617	老短 I iv 4	1,068	¥ 1,083
1351	老短 I iii 5	1,042	¥ 1,057	1619	老短 I iv 5	1,124	¥ 1,140
(2) 老健短期入所療養介護費（II）<療養型老健・看護職配置>							
a老健短期入所療養介護費（i）<従来型個室>【療養型】				b老健短期入所療養介護費（ii）<従来型個室>【療養型】			
3111	老短 II i 1	781	¥ 792	4401	老短 II ii 1	858	¥ 870
3121	老短 II i 2	862	¥ 874	4403	老短 II ii 2	940	¥ 954
3131	老短 II i 3	975	¥ 989	4405	老短 II ii 3	1,054	¥ 1,069
3141	老短 II i 4	1,051	¥ 1,066	4407	老短 II ii 4	1,130	¥ 1,146
3151	老短 II i 5	1,126	¥ 1,142	4409	老短 II ii 5	1,204	¥ 1,221
(3) 老健短期入所療養介護費（III）<療養型老健・看護オンコール体制> ~省略~							
(4) 老健短期入所療養介護費（IV）<特別介護老人保健施設短期入所療養介護費> ~省略~							
2 ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費							
(1) ユニット型老健短期入所療養介護費（I）				bユニット型老健短期入所（ii）<ユニット型個室>【在宅強化型】			
aユニット型老健短期入所（i）<ユニット型個室>【基本型】				1621	ユ老短 I ii 1	880	¥ 893
1411	ユ老短 I i 1	835	¥ 847	1623	ユ老短 I ii 2	954	¥ 968
1421	ユ老短 I i 2	880	¥ 893	1625	ユ老短 I ii 3	1,016	¥ 1,031
1431	ユ老短 I i 3	942	¥ 956	1627	ユ老短 I ii 4	1,072	¥ 1,087
1441	ユ老短 I i 4	995	¥ 1,009	1629	ユ老短 I ii 5	1,128	¥ 1,144
cユニット型老健短期入所（iii）<ユニット型準個室>【基本型】				dユニット型老健短期入所（iv）<ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】			
1511	ユ老短 I iii 1	835	¥ 847	1631	ユ老短 I iv 1	880	¥ 893
1521	ユ老短 I iii 2	880	¥ 893	1633	ユ老短 I iv 2	954	¥ 968
1531	ユ老短 I iii 3	942	¥ 956	1635	ユ老短 I iv 3	1,016	¥ 1,031
1541	ユ老短 I iii 4	995	¥ 1,009	1637	ユ老短 I iv 4	1,072	¥ 1,087
1551	ユ老短 I iii 5	1,046	¥ 1,061	1639	ユ老短 I iv 5	1,128	¥ 1,144
(2) ユニット型老健短期入所（II）<療養型老健・看護職配置>							
aユニット型老健短期入所（i）<ユニット型個室>【療養型】				bユニット型老健短期入所（ii）<ユニット型個室の多床室>【療養型】			
3511	ユ老短 II i 1	943	¥ 957	4441	ユ老短 II ii 1	943	¥ 957
3521	ユ老短 II i 2	1,024	¥ 1,039	4443	ユ老短 II ii 2	1,024	¥ 1,039
3531	ユ老短 II i 3	1,138	¥ 1,154	4445	ユ老短 II ii 3	1,138	¥ 1,154
3541	ユ老短 II i 4	1,214	¥ 1,231	4447	ユ老短 II ii 4	1,214	¥ 1,231
3551	ユ老短 II i 5	1,288	¥ 1,306	4449	ユ老短 II ii 5	1,288	¥ 1,306
(3) ユニット型老健短期入所療養介護費（III）<療養型老健・看護オンコール体制> ~省略~							
(4) 老健短期入所療養介護費（IV）<特別介護老人保健施設短期入所療養介護費> ~省略~							
3 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費（日帰りショート）							
項目コード	サービス内容略称	単位	金額				
1561	特定老短1	3時間以上4時間未満	656	¥	666		
1571	特定老短2	4時間以上6時間未満	908	¥	921		
1581	特定老短3	6時間以上8時間未満	1,261	¥	1,279		

22 短期入所療養介護（介護老人保健施設）

1単位単価
10.14円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
1日につき			
6117	老短夜勤職員配置加算	24	¥ 25
6111	老短個別リハビリ加算	240	¥ 244
6254	老短認知症ケア加算	76	¥ 77
6121	老短認知症緊急対応加算	7日間限度 200	¥ 203
6277	老短緊急短期入所受入加算	7日間限度 90	¥ 92
6109	老短若年性認知症受入加算1	120	¥ 122
6110	老短若年性認知症受入加算2	60	¥ 61
6278	老短重度療養管理加算1	120	¥ 122
6279	老短重度療養管理加算2 要介護4,5に限る	60	¥ 61
6280	老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	3	¥ 3
6281	老短在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	4	¥ 4
1920	老短送迎加算 片道	184	¥ 187
6601	老短療養体制維持特別加算Ⅰ	27	¥ 28
6602	老短療養体制維持特別加算Ⅱ	57	¥ 58
6275	老短療養食加算 1日につき3回を限度	8	¥ 9
6133	老短認知症専門ケア加算Ⅰ	3	¥ 3
6134	老短認知症専門ケア加算Ⅱ	4	¥ 4
9000	老短緊急時治療管理1 療養型老健以外の場合、月3日程度	518	¥ 526
6000	老短緊急時治療管理2 療養型老健の場合、月3日程度	518	¥ 526
6100	老短サービス提供体制加算Ⅰ 1	18	¥ 19
6101	老短サービス提供体制加算Ⅰ 2	12	¥ 13
6102	老短サービス提供体制加算Ⅱ	6	¥ 6
6103	老短サービス提供体制加算Ⅲ	6	¥ 6
1月につき			
6112	老短特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 21 / 1000 加算	
6113	老短特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 17 / 1000 加算	
6108	老短処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 39 / 1000 加算	
6107	老短処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 29 / 1000 加算	
6104	老短処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 16 / 1000 加算	
6105	老短処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 16 / 1000 の 90% 加算	
6106	老短処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の 16 / 1000 の 80% 加算	
※ その他の減算～省略～			
療養病床を有する病院における短期入所療養介護			
診療所における短期入所療養介護			省略
老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護			
介護医療院における短期入所療養介護			

17 福祉用具貸与				1単位単価 10.00円
項目コード	サービス内容略称	項目コード	サービス内容略称	
1001	車いす貸与	x	1008	スロープ貸与
1002	車いす付属品貸与	x	1009	歩行器貸与
1003	特殊寝台貸与	x	1010	歩行補助つえ貸与
1004	特殊寝台付属品貸与	x	1011	徘徊感知機器貸与
1005	床ずれ防止用具貸与	x	1012	移動用リフト貸与
1006	体位変換器貸与	x	1013	自動排泄処理装置貸与
1007	手すり貸与			x : 要支援1、 要支援2、 要介護1 の場合は 保険給付 対象外

【例外となる範囲】

対象外種目	貸与が認められる場合	可否の判断基準
ア 車イス及び車 イス付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3.できない」
	(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	(ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者が判断)
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品 ※(1)(2)のいずれか	(1)日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 「3.できない」
	(2)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3.できない」
ウ 床ずれ防止用 具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3.できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある ②移動において全介助を必要としない	基本調査3-1 : 「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外または3-2~3-7のいずれか。 「2.できない」または3-8~4-15のいずれか 「1.ない」以外。 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 2-2「4.全介助」以外
オ 移動用リフト ※(1)(2)(3)のいずれか	(1)日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 「3.できない」
	(2)移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査2-1 「3.一部介助」または「4.全介助」
	(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(ケアマネジメントを通じ指定介護予防支援事業者、指定居宅介護支援事業者が判断)

71 夜間対応型訪問介護				1単位単価 10.21円
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）				
1111	夜間訪問介護Ⅰ 基本	1月	1,013	¥ 1,035
1121	夜間訪問介護Ⅰ 定期巡回		379	¥ 387
1131	夜間訪問介護Ⅰ 隨時訪問Ⅰ	1回	578	¥ 591
1141	夜間訪問介護Ⅰ 隨時訪問Ⅱ		778	¥ 795
ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）				
2111	夜間訪問介護Ⅱ	1月	2,751	¥ 2,809
加 算	6136 夜間訪問介護24時間通報対応加算	1月	610	¥ 623
	4111 夜間訪問同一建物減算1		所定単位数の 10 %減算	
	4112 夜間訪問同一建物減算2		所定単位数の 15 %減算	
	6100 夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ 1	1回	18	¥ 19
	6101 夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ 2		12	¥ 13
	6110 夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ 1	1月	126	¥ 129
	6102 夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ 2		84	¥ 86
	6118 夜間訪問介護特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 63 / 1 0 0 0 加算	
	6119 夜間訪問介護特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 42 / 1 0 0 0 加算	
	6111 夜間訪問介護処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 137 / 1 0 0 0 加算	
算	6109 夜間訪問介護処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 100 / 1 0 0 0 加算	
	6103 夜間訪問介護処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 55 / 1 0 0 0 加算	
	6105 夜間訪問介護処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の 55 / 1 0 0 0 の 90 %加算	
	6107 夜間訪問介護処遇改善加算Ⅴ		所定単位数の 55 / 1 0 0 0 の 80 %加算	
	※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			
	※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合			
契約期間が1月に満たない場合（日割計算用）				
	1112 夜間訪問介護費Ⅰ 基本・日割	1日	33	¥ 34
	2112 夜間訪問介護費Ⅱ・日割		90	¥ 92

76 定期巡回・随時対応型訪問介護看護								1単位単価 10,21円
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）【一体型】								
(1) 訪問看護サービスを行わない場合				(2) 訪問看護サービスを行う場合				准看護師の場合 × 98%
1111	定期巡回随時Ⅰ 11	5,680	¥ 5,800	1211	定期巡回随時Ⅰ 21	8,287	¥ 8,461	
1121	定期巡回随時Ⅰ 12	10,138	¥ 10,351	1221	定期巡回随時Ⅰ 22	12,946	¥ 13,218	
1131	定期巡回随時Ⅰ 13	16,833	¥ 17,187	1231	定期巡回随時Ⅰ 23	19,762	¥ 20,177	
1141	定期巡回随時Ⅰ 14	21,293	¥ 21,741	1241	定期巡回随時Ⅰ 24	24,361	¥ 24,873	
1151	定期巡回随時Ⅰ 15	25,752	¥ 26,293	1251	定期巡回随時Ⅰ 25	29,512	¥ 30,132	
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（II）【連携型】								
2111	定期巡回随時Ⅱ 1	5,680	¥ 5,800					
2121	定期巡回随時Ⅱ 2	10,138	¥ 10,351					
2131	定期巡回随時Ⅱ 3	16,833	¥ 17,187					
2141	定期巡回随時Ⅱ 4	21,293	¥ 21,741					
2151	定期巡回随時Ⅱ 5	25,752	¥ 26,293					
加算	項目コード	サービス内容略称				単位/月	金額	
	通所介護等利用時の調整（1日につき）							
	4101	定期巡回通所利用減算11				-62	¥	-64
	4102	定期巡回通所利用減算12				-111	¥	-114
	4103	定期巡回通所利用減算13				-184	¥	-188
	4104	定期巡回通所利用減算14				-233	¥	-238
	4105	定期巡回通所利用減算15				-281	¥	-287
	4106	定期巡回通所利用減算21				-91	¥	-93
	4107	定期巡回通所利用減算22				-141	¥	-144
	4108	定期巡回通所利用減算23				-216	¥	-221
	4109	定期巡回通所利用減算24				-266	¥	-272
	4110	定期巡回通所利用減算25				-322	¥	-329
	1日につき							
	4002	定期巡回初期加算		30日まで		30	¥	31
	1回につき							
	4003	定期巡回退院時共同指導加算				600	¥	613
	1月につき							
	4111	定期巡回同一建物減算1		同一敷地内建物		-600	¥	-613
	4113	定期巡回同一建物減算2		同一敷地内建物50人以上		-900	¥	-919
	3100	定期巡回緊急時訪問看護加算		(限度額外)		315	¥	322
	4000	定期巡回特別管理加算Ⅰ		(限度額外)		500	¥	511
	4001	定期巡回特別管理加算Ⅱ		(限度額外)		250	¥	256
	6100	定期巡回ターミナルケア加算		(限度額外) 死亡月		2,000	¥	2,042
	4010	定期巡回総合マネジメント体制加算		(限度額外)		1,000	¥	1,021
	4012	定期巡回生活機能向上連携加算Ⅰ				100	¥	103
	4013	定期巡回生活機能向上連携加算Ⅱ				200	¥	205
	6111	定期巡回サービス提供体制加算Ⅰ 1				640	¥	654
	6101	定期巡回サービス提供体制加算Ⅰ 2				500	¥	511
	6102	定期巡回サービス提供体制加算Ⅱ				350	¥	358
	6103	定期巡回サービス提供体制加算Ⅲ				350	¥	358
	6118	定期巡回特定処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の 63 / 1000 加算			
	6119	定期巡回特定処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の 42 / 1000 加算			
	6114	定期巡回処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の 137 / 1000 加算			
	6112	定期巡回処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の 100 / 1000 加算			
	6104	定期巡回処遇改善加算Ⅲ			所定単位数の 55 / 1000 加算			
	6106	定期巡回処遇改善加算Ⅳ			所定単位数の 55 / 1000 の 90 % 加算			
	6108	定期巡回処遇改善加算Ⅴ			所定単位数の 55 / 1000 の 80 % 加算			
契約期間が1月に満たない場合（日割計算用）								
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（I）【一体型】								
(1) 訪問看護サービスを行わない場合				(2) 訪問看護サービスを行う場合				准看護師の場合 × 98%
1112	定期巡回随時Ⅰ 11・日割	187	¥ 191	1212	定期巡回随時Ⅰ 21・日割	273	¥ 279	
1122	定期巡回随時Ⅰ 12・日割	333	¥ 340	1222	定期巡回随時Ⅰ 22・日割	426	¥ 435	
1132	定期巡回随時Ⅰ 13・日割	554	¥ 566	1232	定期巡回随時Ⅰ 23・日割	650	¥ 664	
1142	定期巡回随時Ⅰ 14・日割	700	¥ 715	1242	定期巡回随時Ⅰ 24・日割	801	¥ 818	
1152	定期巡回随時Ⅰ 15・日割	847	¥ 865	1252	定期巡回随時Ⅰ 25・日割	971	¥ 992	
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（II）【連携型】								
2112	定期巡回随時Ⅱ 1・日割	187	¥ 191	4112	定期巡回同一建物減算1日割	-20	¥ -21	
2122	定期巡回随時Ⅱ 2・日割	333	¥ 340	4114	定期巡回同一建物減算2日割	-30	¥ -31	
2132	定期巡回随時Ⅱ 3・日割	554	¥ 566					
2142	定期巡回随時Ⅱ 4・日割	700	¥ 715					
2152	定期巡回随時Ⅱ 5・日割	847	¥ 865					

78 地域密着型 通所介護

1 単位単価
10,14円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額
1 地域密着型通所介護							
2 時間以上3時間未満				3 時間以上4時間未満			
1141	地域通所介護21・時減	300	¥ 305	1241	地域通所介護11	409	¥ 415
1142	地域通所介護22・時減	344	¥ 349	1242	地域通所介護12	469	¥ 476
1143	地域通所介護23・時減	389	¥ 395	1243	地域通所介護13	530	¥ 538
1144	地域通所介護24・時減	432	¥ 438	1244	地域通所介護14	589	¥ 598
1145	地域通所介護25・時減	477	¥ 484	1245	地域通所介護15	651	¥ 661
4 時間以上5時間未満				5 時間以上6時間未満			
1246	地域通所介護21	428	¥ 434	1341	地域通所介護31	645	¥ 654
1247	地域通所介護22	491	¥ 498	1342	地域通所介護32	761	¥ 772
1248	地域通所介護23	555	¥ 563	1343	地域通所介護33	879	¥ 892
1249	地域通所介護24	617	¥ 626	1344	地域通所介護34	995	¥ 1,009
1250	地域通所介護25	682	¥ 692	1345	地域通所介護35	1,113	¥ 1,129
6 時間以上7時間未満				7 時間以上8時間未満			
1346	地域通所介護41	666	¥ 676	1441	地域通所介護51	739	¥ 750
1347	地域通所介護42	786	¥ 797	1442	地域通所介護52	873	¥ 886
1348	地域通所介護43	908	¥ 921	1443	地域通所介護53	1,012	¥ 1,027
1349	地域通所介護44	1,029	¥ 1,044	1444	地域通所介護54	1,150	¥ 1,167
1350	地域通所介護45	1,150	¥ 1,167	1445	地域通所介護55	1,288	¥ 1,306
8 時間以上9時間未満				9 時間以上10時間未満(8~9の前後に日常生活上の世話)			
1446	地域通所介護61	768	¥ 779	1541	地域通所介護61・延1	818	¥ 830
1447	地域通所介護62	908	¥ 921	1542	地域通所介護62・延1	958	¥ 972
1448	地域通所介護63	1,052	¥ 1,067	1543	地域通所介護63・延1	1,102	¥ 1,118
1449	地域通所介護64	1,197	¥ 1,214	1544	地域通所介護64・延1	1,247	¥ 1,265
1450	地域通所介護65	1,339	¥ 1,358	1545	地域通所介護65・延1	1,389	¥ 1,409
□ 療養通所介護							
3 時間以上6時間未満				6 時間以上8時間未満			
4140	地域療養通所介護1	1,012	¥ 1,027	4141	地域療養通所介護	1,519	¥ 1,541
加算	項目コード	サービス内容略称	単位	金額			
	1日につき						
	6350	地域通所介護生活相談員配置等加算		13	¥ 14		
	5301	地域通所介護入浴介助加算		50	¥ 51		
	5306	地域通所介護中重度者ケア体制加算		45	¥ 46		
	5051	地域通所介護個別機能訓練加算Ⅰ		46	¥ 47		
	5052	地域通所介護個別機能訓練加算Ⅱ		56	¥ 57		
	5305	地域通所介護認知症加算		60	¥ 61		
	6109	地域通所介護若年性認知症受入加算		60	¥ 61		
	6201	認知通所介護栄養スクーリング加算	1回につき	5	¥ 5		
	5613	地域通所介護個別送迎体制強化加算		210	¥ 213		
	5614	地域通所介護入浴介助体制強化加算		60	¥ 61		
	5611	地域通所介護同一建物減算		-94	¥ -96		
	5612	地域通所介護送迎減算	片道につき	-47	¥ -48		
	6100	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ1		18	¥ 19		
	6101	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅰ2		12	¥ 13		
	6102	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅱ		6	¥ 6		
	6103	地域通所介護サービス提供体制加算Ⅲ		6	¥ 6		
	月2回限度						
	5605	地域通所介護栄養改善加算	6月に1回限度:1回	150	¥ 153		
	5606	地域通所介護口腔機能向上加算		150	¥ 153		
	1月につき						
	6364	地域通所介護共生型サービス生活介護		所定単位数の	7 %減算		
	6365	地域通所介護共生型サービス自立訓練		所定単位数の	5 %減算		
	6366	地域通所介護共生型サービス児童発達支援		所定単位数の	10 %減算		
	6367	地域通所介護共生型サービス放課後等デイ		所定単位数の	10 %減算		
	4002	地域通所介護生活機能向上連携加算Ⅰ		200	¥ 203		
	4003	地域通所介護生活機能向上連携加算Ⅱ		100	¥ 102		
	6340	地域通所介護ADL維持等加算Ⅰ		3	¥ 3		
	6341	地域通所介護ADL維持等加算Ⅱ		6	¥ 6		
	6111	地域通所特定介護処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の	12 / 1 000 加算		
	6112	地域通所特定介護処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の	10 / 1 000 加算		
	6108	地域通所介護処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の	59 / 1 000 加算		
	6107	地域通所介護処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の	43 / 1 000 加算		
	6104	地域通所介護処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の	23 / 1 000 加算		
	6105	地域通所介護処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の	23 / 1 000 の 90 %加算		
	6106	地域通所介護処遇改善加算Ⅴ		所定単位数の	23 / 1 000 の 80 %加算		

72 認知症対応型通所介護								1 単位単価 10,17円					
項目コード	サービス内容略称		単位	金額	項目コード	サービス内容略称		単位	金額				
1 認知症対応型通所介護 I													
(1) 認知症対応型通所介護 (i)													
2 時間以上3時間未満					3 時間以上4時間未満								
1141	認知症通所介護 I i 21・時漏	357	¥ 362		1241	認知症通所介護 I i 11	540	¥ 548					
1142	認知症通所介護 I i 22・時漏	392	¥ 398		1242	認知症通所介護 I i 12	594	¥ 603					
1143	認知症通所介護 I i 23・時漏	429	¥ 435		1243	認知症通所介護 I i 13	650	¥ 660					
1144	認知症通所介護 I i 24・時漏	465	¥ 472		1244	認知症通所介護 I i 14	705	¥ 715					
1145	認知症通所介護 I i 25・時漏	501	¥ 508		1245	認知症通所介護 I i 15	759	¥ 770					
4 時間以上5時間未満					5 時間以上6時間未満								
1246	認知症通所介護 I i 21	566	¥ 574		1341	認知症通所介護 I i 31	853	¥ 865					
1247	認知症通所介護 I i 22	623	¥ 632		1342	認知症通所介護 I i 32	945	¥ 959					
1248	認知症通所介護 I i 23	681	¥ 691		1343	認知症通所介護 I i 33	1,035	¥ 1,050					
1249	認知症通所介護 I i 24	738	¥ 749		1344	認知症通所介護 I i 34	1,127	¥ 1,143					
1250	認知症通所介護 I i 25	795	¥ 807		1345	認知症通所介護 I i 35	1,219	¥ 1,236					
6 時間以上7時間未満					7 時間以上8時間未満								
1346	認知症通所介護 I i 41	875	¥ 888		1441	認知症通所介護 I i 51	989	¥ 1,003					
1347	認知症通所介護 I i 42	969	¥ 983		1442	認知症通所介護 I i 52	1,097	¥ 1,113					
1348	認知症通所介護 I i 43	1,061	¥ 1,076		1443	認知症通所介護 I i 53	1,204	¥ 1,221					
1349	認知症通所介護 I i 44	1,156	¥ 1,173		1444	認知症通所介護 I i 54	1,312	¥ 1,331					
1350	認知症通所介護 I i 45	1,250	¥ 1,268		1445	認知症通所介護 I i 55	1,420	¥ 1,440					
8 時間以上9時間未満					9 時間以上10時間未満 (8-9の前後に日常生活上の世話)								
1446	認知症通所介護 I i 61	1,021	¥ 1,036		1541	認知症通所介護 I i 61・延1	1,071	¥ 1,086					
1447	認知症通所介護 I i 62	1,132	¥ 1,148		1542	認知症通所介護 I i 62・延1	1,182	¥ 1,199					
1448	認知症通所介護 I i 63	1,242	¥ 1,260		1543	認知症通所介護 I i 63・延1	1,292	¥ 1,310					
1449	認知症通所介護 I i 64	1,355	¥ 1,374		1544	認知症通所介護 I i 64・延1	1,405	¥ 1,425					
1450	認知症通所介護 I i 65	1,465	¥ 1,486		1545	認知症通所介護 I i 65・延1	1,515	¥ 1,537					
(2) 認知症対応型通所介護 (ii)													
2 時間以上3時間未満					3 時間以上4時間未満								
2141	認知症通所介護 I ii 21・時漏	323	¥ 328		2241	認知症通所介護 I ii 11	489	¥ 496					
2142	認知症通所介護 I ii 22・時漏	355	¥ 360		2242	認知症通所介護 I ii 12	538	¥ 546					
2143	認知症通所介護 I ii 23・時漏	387	¥ 393		2243	認知症通所介護 I ii 13	586	¥ 595					
2144	認知症通所介護 I ii 24・時漏	420	¥ 426		2244	認知症通所介護 I ii 14	636	¥ 645					
2145	認知症通所介護 I ii 25・時漏	452	¥ 459		2245	認知症通所介護 I ii 15	685	¥ 695					
4 時間以上5時間未満					5 時間以上6時間未満								
2246	認知症通所介護 I ii 21	512	¥ 520		2341	認知症通所介護 I ii 31	767	¥ 778					
2247	認知症通所介護 I ii 22	563	¥ 571		2342	認知症通所介護 I ii 32	849	¥ 861					
2248	認知症通所介護 I ii 23	615	¥ 624		2343	認知症通所介護 I ii 33	931	¥ 944					
2249	認知症通所介護 I ii 24	666	¥ 676		2344	認知症通所介護 I ii 34	1,011	¥ 1,026					
2250	認知症通所介護 I ii 25	717	¥ 727		2345	認知症通所介護 I ii 35	1,094	¥ 1,110					
6 時間以上7時間未満					7 時間以上8時間未満								
2346	認知症通所介護 I ii 41	786	¥ 797		2441	認知症通所介護 I ii 51	889	¥ 902					
2347	認知症通所介護 I ii 42	871	¥ 884		2442	認知症通所介護 I ii 52	984	¥ 998					
2348	認知症通所介護 I ii 43	955	¥ 969		2443	認知症通所介護 I ii 53	1,081	¥ 1,097					
2349	認知症通所介護 I ii 44	1,037	¥ 1,052		2444	認知症通所介護 I ii 54	1,177	¥ 1,194					
2350	認知症通所介護 I ii 45	1,122	¥ 1,138		2445	認知症通所介護 I ii 55	1,272	¥ 1,290					
8 時間以上9時間未満					9 時間以上10時間未満 (8-9の前後に日常生活上の世話)								
2446	認知症通所介護 I ii 61	917	¥ 930		2541	認知症通所介護 I ii 61・延1	967	¥ 981					
2447	認知症通所介護 I ii 62	1,015	¥ 1,030		2542	認知症通所介護 I ii 62・延1	1,065	¥ 1,080					
2448	認知症通所介護 I ii 63	1,115	¥ 1,131		2543	認知症通所介護 I ii 63・延1	1,165	¥ 1,182					
2449	認知症通所介護 I ii 64	1,215	¥ 1,232		2544	認知症通所介護 I ii 64・延1	1,265	¥ 1,283					
2450	認知症通所介護 I ii 65	1,314	¥ 1,333		2545	認知症通所介護 I ii 65・延1	1,364	¥ 1,383					

72 認知症対応型通所介護

1単位単価
10,17円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額
□ 認知症対応型通所介護Ⅱ							
2時間以上3時間未満							
3141	認知症通所介護Ⅱ21・時減	175	¥ 178	3241	認知症通所介護Ⅱ11	265	¥ 269
3142	認知症通所介護Ⅱ22・時減	181	¥ 184	3242	認知症通所介護Ⅱ12	275	¥ 279
3143	認知症通所介護Ⅱ23・時減	187	¥ 190	3243	認知症通所介護Ⅱ13	284	¥ 288
3144	認知症通所介護Ⅱ24・時減	193	¥ 196	3244	認知症通所介護Ⅱ14	293	¥ 298
3145	認知症通所介護Ⅱ25・時減	200	¥ 203	3245	認知症通所介護Ⅱ15	303	¥ 308
4時間以上5時間未満							
3246	認知症通所介護Ⅱ21	277	¥ 281	3341	認知症通所介護Ⅱ31	443	¥ 450
3247	認知症通所介護Ⅱ22	288	¥ 292	3342	認知症通所介護Ⅱ32	458	¥ 465
3248	認知症通所介護Ⅱ23	297	¥ 302	3343	認知症通所介護Ⅱ33	475	¥ 482
3249	認知症通所介護Ⅱ24	307	¥ 312	3344	認知症通所介護Ⅱ34	491	¥ 498
3250	認知症通所介護Ⅱ25	317	¥ 322	3345	認知症通所介護Ⅱ35	507	¥ 514
6時間以上7時間未満							
3346	認知症通所介護Ⅱ41	455	¥ 462	3441	認知症通所介護Ⅱ51	520	¥ 528
3347	認知症通所介護Ⅱ42	470	¥ 477	3442	認知症通所介護Ⅱ52	539	¥ 547
3348	認知症通所介護Ⅱ43	487	¥ 494	3443	認知症通所介護Ⅱ53	557	¥ 565
3349	認知症通所介護Ⅱ44	503	¥ 510	3444	認知症通所介護Ⅱ54	575	¥ 583
3350	認知症通所介護Ⅱ45	519	¥ 527	3445	認知症通所介護Ⅱ55	595	¥ 604
8時間以上9時間未満							
3446	認知症通所介護Ⅱ61	537	¥ 545	3541	認知症通所介護Ⅱ61・延1	587	¥ 596
3447	認知症通所介護Ⅱ62	556	¥ 564	3542	認知症通所介護Ⅱ62・延1	606	¥ 615
3448	認知症通所介護Ⅱ63	575	¥ 583	3543	認知症通所介護Ⅱ63・延1	625	¥ 634
3449	認知症通所介護Ⅱ64	594	¥ 603	3544	認知症通所介護Ⅱ64・延1	644	¥ 653
3450	認知症通所介護Ⅱ65	615	¥ 624	3545	認知症通所介護Ⅱ65・延1	665	¥ 675

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
1日につき			
加算			
5301	認知通所介護入浴介助加算	50	¥ 51
5050	認知通所介護個別機能訓練加算	27	¥ 28
6109	認知通所介護若年性認知症受入加算	60	¥ 61
5611	認知通所介護同一建物減算	-94	¥ -96
5612	認知通所介護送迎減算	片道 -47	¥ -48
6201	認知通所介護栄養スクーリング加算	1回につき 5	¥ 5
6100	認知通介サービス提供体制加算Ⅰ 1	18	¥ 19
6101	認知通介サービス提供体制加算Ⅰ 2	12	¥ 13
6102	認知通介サービス提供体制加算Ⅱ	6	¥ 7
月2回限度			
5606	認知通所介護栄養改善加算	150	¥ 153
5607	認知通所介護口腔機能向上加算	150	¥ 153
算			
4002	認知通所介護生活機能向上連携加算Ⅰ	200	¥ 203
4003	認知通所介護生活機能向上連携加算Ⅱ	100	¥ 102
6118	認知通所特定介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 31 / 1 0 0 0 加算	
6119	認知通所特定介護処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 24 / 1 0 0 0 加算	
6107	認知通所介護処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 1 0 4 / 1 0 0 0 加算	
6106	認知通所介護処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 7 6 / 1 0 0 0 加算	
6103	認知通所介護処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 4 2 / 1 0 0 0 加算	
6104	認知通所介護処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 4 2 / 1 0 0 0 の 9 0 % 加算	
6105	認知通所介護処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の 4 2 / 1 0 0 0 の 8 0 % 加算	

73 小規模多機能型居宅介護				居宅介護支援 給付管理対象外	1単位単価 10,17円
項目コード	サービス内容略称	単位	金額		
1111	小規模多機能11	同一建物 以外	10,364	¥ 10,541	
1121	小規模多機能12		15,232	¥ 15,491	
1131	小規模多機能13		22,157	¥ 22,534	
1141	小規模多機能14		24,454	¥ 24,870	
1151	小規模多機能15		26,964	¥ 27,423	
1211	小規模多機能21		9,338	¥ 9,497	
1221	小規模多機能22		13,724	¥ 13,958	
1231	小規模多機能23		19,963	¥ 20,303	
1241	小規模多機能24		22,033	¥ 22,408	
1251	小規模多機能25		24,295	¥ 24,708	
6300	小規模多機能型居宅介護初期加算		30	¥ 31	
4000	小多機能型看取り連携体制加算		64	¥ 65	
6201	小多機能型栄養スクリーニング加算	1回	5	¥ 5	
6128	小規模多機能型認知症加算Ⅰ	日常生活自立度Ⅲ～Ⅳ	800	¥ 814	
6129	小規模多機能型認知症加算Ⅱ	日常生活自立度Ⅱ+要介護2	500	¥ 509	
6137	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅰ		900	¥ 916	
6138	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅱ		700	¥ 712	
6141	小規模多機能型看護職員配置加算Ⅲ		480	¥ 489	
4005	小規模多機能型訪問体制強化加算		1,000	¥ 1,017	
4010	小多機能型総合マネジメント加算		1,000	¥ 1,017	
6109	小多機能型若年性認知症利用者受入加算		800	¥ 814	
4002	小多機能型生活機能向上連携加算Ⅰ		100	¥ 102	
4003	小多機能型生活機能向上連携加算Ⅱ		200	¥ 204	
6100	小多機能型サービス提供体制加算Ⅰ①		640	¥ 651	
6101	小多機能型サービス提供体制加算Ⅰ②		500	¥ 509	
6102	小多機能型サービス提供体制加算Ⅱ		350	¥ 356	
6103	小多機能型サービス提供体制加算Ⅲ		350	¥ 356	
6118	小規模多機能型特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 15／1000 加算		
6119	小規模多機能型特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 12／1000 加算		
6112	小規模多機能型処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 102／1000 加算		
6110	小規模多機能型処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 74／1000 加算		
6104	小規模多機能型処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 41／1000 加算		
6106	小規模多機能型処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の 41／1000 の 90% 加算		
6108	小規模多機能型処遇改善加算Ⅴ		所定単位数の 41／1000 の 80% 加算		
契約期間が1月に満たない場合(日割計算用)					
1112	小規模多機能11・日割	同一建物 以外	341	¥ 347	
1122	小規模多機能12・日割		501	¥ 510	
1132	小規模多機能13・日割		729	¥ 742	
1142	小規模多機能14・日割		804	¥ 818	
1152	小規模多機能15・日割		887	¥ 902	
1212	小規模多機能21・日割	同一建物 に居住 する場合	307	¥ 313	
1222	小規模多機能22・日割		451	¥ 459	
1232	小規模多機能23・日割		657	¥ 669	
1242	小規模多機能24・日割		725	¥ 738	
1252	小規模多機能25・日割		799	¥ 813	

77 看護小規模多機能型居宅介護

1単位単価
10,17円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額	
1月につき				
1111	看護小規模11	同一建物 以外	12,401 ¥ 12,612	
1121	看護小規模12		17,352 ¥ 17,647	
1131	看護小規模13		24,392 ¥ 24,807	
1141	看護小規模14		27,665 ¥ 28,136	
1151	看護小規模15		31,293 ¥ 31,825	
1211	看護小規模21	同一建物 に居住 する場合	11,173 ¥ 11,363	
1221	看護小規模22		15,634 ¥ 15,900	
1231	看護小規模23		21,977 ¥ 22,351	
1241	看護小規模24		24,926 ¥ 25,350	
1251	看護小規模25		28,195 ¥ 28,675	
1月につき				
6021	看護小規模訪問看護体制減算1	-925	¥ -941	
6023	看護小規模訪問看護体制減算2	-925	¥ -941	
6025	看護小規模訪問看護体制減算3	-925	¥ -941	
6027	看護小規模訪問看護体制減算4	-1,850	¥ -1,882	
6029	看護小規模訪問看護体制減算5	-2,914	¥ -2,964	
6001	看護小規模医療訪問看護減算1	末期の悪性腫瘍 等により医療保 険の訪問看護が 行われる場合の 減算	-925 ¥ -941	
6003	看護小規模医療訪問看護減算2		-925 ¥ -941	
6005	看護小規模医療訪問看護減算3		-925 ¥ -941	
6007	看護小規模医療訪問看護減算4		-1,850 ¥ -1,882	
6009	看護小規模医療訪問看護減算5		-2,914 ¥ -2,964	
6128	看護小規模認知症加算Ⅰ	800	¥ 814	
6129	看護小規模認知症加算Ⅱ	500	¥ 509	
6109	看護小規模若年性認知症利用者受入加算	800	¥ 814	
6139	看護小規模事業開始支援加算	500	¥ 509	
3100	看護小規模緊急時訪問看護加算	(限度額外)	574 ¥ 584	
4000	看護小規模特別管理加算Ⅰ	(限度額外)	500 ¥ 509	
4001	看護小規模特別管理加算Ⅱ	(限度額外)	250 ¥ 255	
6100	看護小規模ターミナルケア加算	(限度額外) 死亡月	2,000 ¥ 2,034	
4014	看護小規模看護体制強化加算Ⅰ		3,000 ¥ 3,051	
4015	看護小規模看護体制強化加算Ⅱ		2,500 ¥ 2,543	
4005	看護小規模訪問体制強化加算		1,000 ¥ 1,017	
4010	看護小規模総合マネジメント加算	(限度額外)	1,000 ¥ 1,017	
6111	看護小規模サービス提供体制加算Ⅰ 1		640 ¥ 651	
6101	看護小規模サービス提供体制加算Ⅰ 2		500 ¥ 509	
6102	看護小規模サービス提供体制加算Ⅱ		350 ¥ 356	
6103	看護小規模サービス提供体制加算Ⅲ		350 ¥ 356	
6118	看護小規模特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 15 / 1 000 加算		
6119	看護小規模特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 12 / 1 000 加算		
6114	看護小規模処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 102 / 1 000 加算		
6112	看護小規模処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 74 / 1 000 加算		
6104	看護小規模処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 41 / 1 000 加算		
6106	看護小規模処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 41 / 1 000 の 90% 加算		
6108	看護小規模処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の 41 / 1 000 の 80% 加算		
1日につき				
6011	看護小規模訪問看護特別指示減算1	特別の指示によ り頻回に医療保 険の訪問看護が 行われる場合の 減算	-30 ¥ -31	
6012	看護小規模訪問看護特別指示減算2		-30 ¥ -31	
6013	看護小規模訪問看護特別指示減算3		-30 ¥ -31	
6014	看護小規模訪問看護特別指示減算4		-60 ¥ -61	
6015	看護小規模訪問看護特別指示減算5		-95 ¥ -97	
6300	看護小規模初期加算		30 ¥ 31	
1回につき				
6109	看護小規模栄養スクーリング加算	6月に1回限度 : 1回	5 ¥ 5	
4003	看護小規模退院時共同指導加算	1回につき	600 ¥ 611	
契約期間が1月に満たない場合(日割計算用)				
同一建物以外		同一建物に居住する場合		
准看護師の場合 × 98%				
1112	看護小規模11・日割	408 ¥ 417	1212 看護小規模21・日割	368 ¥ 376
1122	看護小規模12・日割	571 ¥ 583	1222 看護小規模22・日割	514 ¥ 525
1132	看護小規模13・日割	802 ¥ 819	1232 看護小規模23・日割	723 ¥ 739
1142	看護小規模14・日割	910 ¥ 930	1242 看護小規模24・日割	820 ¥ 838
1152	看護小規模15・日割	1,029 ¥ 1,051	1252 看護小規模25・日割	927 ¥ 947

43 居宅介護支援

1単位単価
10,21円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
居宅介護支援費（Ⅰ） 取扱件数：40件未満			
2111	居宅支援Ⅰ 1 要介護 1、2	1,057	¥ 10,791
2211	居宅支援Ⅰ 2 要介護 3、4、5	1,373	¥ 14,018
居宅介護支援費（Ⅱ） 取扱件数：40件以上60件未満			
3111	居宅支援Ⅱ 1 要介護 1、2	529	¥ 5,401
3211	居宅支援Ⅱ 2 要介護 3、4、5	686	¥ 7,004
居宅介護支援費（Ⅲ） 取扱件数：60件以上			
4111	居宅支援Ⅲ 1 要介護 1、2	317	¥ 3,236
4211	居宅支援Ⅲ 2 要介護 3、4、5	411	¥ 4,196
加 算	4001 居宅支援初回加算	月 1回	300 ¥ 3,063
	4002 居宅支援特定事業所加算Ⅰ	月 1回	500 ¥ 5,105
	4003 居宅支援特定事業所加算Ⅱ	月 1回	400 ¥ 4,084
	4004 居宅支援特定事業所加算Ⅲ	月 1回	300 ¥ 3,063
	4005 居宅支援特定事業所加算Ⅳ	月 1回	125 ¥ 1,276
	6125 居宅支援入院時情報連携加算Ⅰ	月 1回	200 ¥ 2,042
	6129 居宅支援入院時情報連携加算Ⅱ	月 1回	100 ¥ 1,021
	6132 居宅支援退院退所加算Ⅰ 1	入院または入所期間中につき 1回を限度	450 ¥ 4,594
	6143 居宅支援退院退所加算Ⅰ 2		600 ¥ 6,126
	6144 居宅支援退院退所加算Ⅱ 1		600 ¥ 6,126
	6145 居宅支援退院退所加算Ⅱ 2		750 ¥ 7,657
	6146 居宅支援退院退所加算Ⅲ		900 ¥ 9,189
	6100 居宅支援ターミナルケアマネジメント加算		400 ¥ 4,084
	6131 居宅支援小規模多機能型連携加算	月 1回	300 ¥ 3,063
	6134 居宅支援看護小規模多機能連携加算	月 1回	300 ¥ 3,063
	6133 居宅支援緊急時等居宅カソファレンス加算	月 2回を限度	200 ¥ 2,042

●基本単位の取扱いについて（老企第36号 第3の7）

(1) 取扱件数の取扱い

基本単位の居宅介護支援費(Ⅰ)、居宅介護支援費(Ⅱ)、居宅介護支援費(Ⅲ)を区分するための取扱件数の算定方法は、当該居宅介護支援事業所全体の利用者（月末に給付管理を行っている者をいう）の総数に指定介護予防支援事業所から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数とする。

(2) 居宅介護支援費の割り当て

居宅介護支援費(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、1件目から39件目（常勤換算方法で1を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、40にその数を乗じた件数）以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定すること。

●入院時情報連携加算

イ 入院時情報連携加算（Ⅰ）： 200単位/月

¥ 2,042

利用者が病院又は診療所へ入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ）： 100単位/月

¥ 1,021

利用者が病院又は診療所へ入院してから4日以上7日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

必要な情報とは、具体的には、当該利用者の心身の状況（例えば疾患・病歴。認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）及びサービスの利用状況をいう。

また、情報提供を行った日時、場所（医療機関に出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について居宅サービス計画等に記録すること。なお、情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられる。

＜解説＞ 日数の考え方

「3日以内」とは、入院した当日は含まず、翌日を1日目とカウントします。（例 4月1日に入院した場合は、4月2日：1日目、4月3日：2日目、4月4日：3日目となります）

※根拠：民法第140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間は午前0時から始まるときは、この限りではない。（初日不算入の原則）

＜様式＞ 情報提供の様式

入院時情報連携加算に係る様式例があります。札幌市介護支援専門員連絡協議会のホームページをご参照ください。

43 居宅介護支援

1単位単価
10.21円

¥ 3,063

●初回加算 : 300単位/月

初回加算は、具体的には次のような場合に算定される。

- ① 新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合
- ③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合

●退院・退所加算

病院もしくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人保健施設もしくは介護保険施設（以下「介護保険施設等」）へ入所していた者が退院又は退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービス（以下「居宅サービス等」）を利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度して所定単位数を算定できる。ただし次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ 退院・退所加算（I）イ : 450単位

¥ 4,594

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けていること。

ロ 退院・退所加算（I）ロ : 600単位

¥ 6,126

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けていること。

ハ 退院・退所加算（II）イ : 600単位

¥ 6,126

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けていること。

ニ 退院・退所加算（II）ロ : 750単位

¥ 7,657

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回はカンファレンスによること。

ホ 退院・退所加算（III） : 900単位

¥ 9,189

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによること。

<様式> 加算算定に伴う様式

退院・退所加算に係る様式例があります。札幌市介護支援専門員連絡協議会のホームページをご参照ください。

<参考> 退院・退所加算の構成

	イ	ロ
加算（I）	情報収集 1回 450単位	カンファレンス 1回 600単位
加算（II）	情報収集 2回 600単位	情報収集 カンファレンス 1回 750単位
加算（III）		情報収集 カンファレンス 1回 900単位

※カンファレンスも情報収集として考えます

同加算のカンファレンスは、診療報酬の算定方法別表第1 医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすものとされています。退院時共同指導料2の注3には、

- ・入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、
- ・在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、
- ・保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、
- ・保険薬局の保険薬剤師、
- ・訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、
- ・介護支援専門員又は相談支援専門員

のうちいすれか3者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として、2,000点を所定点数に加算する。とあります。

<参考>

Q 「3者以上と共同して指導を行った場合」の「3者」とはどのようにカウントすればよいのか。

A 「3者」とは、算定する保険医療機関の関係者を除外したうえでの数。したがって、実際現場に集まるのは4者以上（入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等以外に、在宅療養担当医師等、歯科医師、薬剤師、訪問看護ステーションの看護師、介護支援専門員等）となる。

これらの要件に十分留意した上で、同加算の算定をされますようお願いいたします。

また、当該医療機関で、多機関共同指導加算を算定されるかどうかを確認するとよいでしょう。

43 居宅介護支援	1単位単価 10,21円
●小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 : 300単位/月	¥ 3,063
当該加算は、介護支援専門員が、小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該利用者の小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に、算定を行うものである。ただし、当該小規模多機能型居宅介護事業所について6月以内に当該加算を算定した利用者については算定することができない。また、当該加算は利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定することができるものとする。	
●看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 : 300単位/月	¥ 3,063
当該加算は、介護支援専門員が、看護小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行うことにより、当該利用者の看護小規模多機能型居宅介護における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合に算定を行うものである。ただし、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所について6月以内に当該加算を算定した利用者については算定することができない。また、当該加算は利用者が看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合にのみ算定することができるものとする。	
●緊急時等居宅カンファレンス加算 : 200単位/回（月2回を限度）	¥ 2,042
病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合は、利用者1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算する。	
(1) 当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載すること。	
(2) 当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス等の調整を行うなど適切に対応すること。	
●ターミナルケアマネジメント加算 : 400単位/月	¥ 4,084
在宅で死亡した利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅介護支援事業所が、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合は、1月につき所定単位数を加算する。	
※ 居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の基準	
ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。	
●特定事業所加算の取扱いについて	
イ 特定事業所加算（I） : 500単位/月	¥ 5,105
次のいずれにも適合すること。	
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。	
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。	
(3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。	
(4) 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。	
(5) 算定日が属する月の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること。	
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。	
(7) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。	
(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	
(9) 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。	
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満であること。	
(11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等の協力又は協力体制を確保していること。	
(12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。	
ロ 特定事業所加算（II） : 400単位/月	¥ 4,084
次のいずれにも適合すること。	
(1) イ(2)、(3)、(4)及び(6)から(12)までの基準に適合すること。	
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。	
ハ 特定事業所加算（III） : 300単位/月	¥ 3,063
次のいずれにも適合すること。	
(1) イ(3)、(4)及び(6)から(12)までの基準に適合すること。	
(2) ロ(2)の基準に適合すること。	
(3) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること。	

43 居宅介護支援	1単位単価 10.21円
二 特定事業所加算(IV) : 125単位/月	¥ 1,276
次のいずれにも適合すること。	
(1) 前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算(I)イ、(I)ロ、(II)イ、(II)ロ又は(III)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数(第85号のイからホまでに規定する情報の提供を受けた回数をいう)の合計が35回以上であること。 (イからホ ⇒ 前述「退院・退所加算」のイからホの内容)	
(2) 前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。	
(3) 特定事業所加算(I)、(II)又は(III)を算定していること。	
●特定事業所集中減算の取扱いについて(老企第36号 第3の10)	
(1) 判定期間と減算適用期間	
居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間ににおける当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。	
①判定期間が前期(3月1日から8月末日)の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。	
②判定期間が後期(9月1日から2月末日)の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。	
(2) 判定方法	
各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人(以下「紹介率最高法人」という)を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与のいずれかについて90%を超えた場合に減算する。	
事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれのサービスの値が80%を越えた場合に減算	
当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数 ÷ 当該サービスを位置付けた計画数	
(3) 算定手続	
判定期間が前期の場合については、9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定結果80%を超えた場合については当該書類を都道府県知事に提出しなければならない。なお、80%を超えてなかった場合についても当該書類は、各事業所において2年間保存しなければならない。	
①判定期間における居宅サービス計画の総数	
②訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与のそれぞれが位置づけられた居宅サービス計画数	
③訪問介護、通所介護又は福祉用具貸与のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名	
④②の算定方法で計算した割合	
⑤②の算定方法で計算した割合が80%を越えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由	
(4) 正当な理由の範囲	
(3)で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)に提出すること。なお、都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)において適正に判断されたい。	
①居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合	
②特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合	
③判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合	
④判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合	
⑤サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められた場合 (例)利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。	
⑥その他正当な理由と都道府県知事(指定都市及び中核市においては、指定都市又は中核市の市長)が認めた場合	

43 居宅介護支援

1単位単価
10.21円

●居宅介護支援の業務が適切に行われない場合（第3の6）

「別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合」について、大臣基準告示第82号に規定することとしたところであるが、より具体的には次のいずれかに該当する場合に減算される。

これは適正なサービスの提供を確保するためのものであり、運営基準に係る規定を遵守するよう努めるものとする。都道府県知事は、当該規定を遵守しない事業所に対しては、遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

(1)居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

- ①当該事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」）から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ②当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ③当該事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

(2)次の掲げる場合においては、当該事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

- ①居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ②要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合
- ③要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(3)居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」）に当たっては、次の場合に減算されるものであること。

- ①当該事業所の介護支援専門員が1月に利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない場合には、特段の事業がない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。
- ②当該事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が1月以上継続する場合には、特段の事情がない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算する。

参考

◇月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等（老企第36号 第3の1）

死亡、入院等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」）第14条第1項に規定する文書（給付管理票）を市町村（審査支払を国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。

◇月の途中で、事業者の変更がある場合（第3の2）

利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定するものとする（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く）。届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定する。

◇月の途中で、要介護度に変更があった場合（第3の3）

要介護1又は要介護2と、要介護3から要介護5までは居宅サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護1又は要介護2から、要介護3から要介護5までに変更となった場合の取扱いは、月末でのみ居宅介護支援費を算定するものとする（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除く）。における要介護度区分に応じた報酬を請求するものとする。

◇月の途中で、他の市町村に転出する場合（第3の4）

利用者が月の途中に他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票を転入日以降の給付管理票も別々に作成すること。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それについて居宅介護支援費が算定されるものとする。

◇サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合（第3の5）

サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できない。

62 介護予防 訪問入浴介護

1単位単価
10.21円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
1回につき			
1111	予防訪問入浴	849	¥ 867
1112	予防訪問入浴・部分浴 清拭又は部分浴 ×70%	595	¥ 608
1121	予防訪問入浴・職員 介護職員3名 ×95%	807	¥ 824
1122	予防訪問入浴・職員・部分浴 ×95% ×70%	565	¥ 577
加 算	4111 予防訪問入浴同一建物減算1	所定単位数の 10%減算	
	4112 予防訪問入浴同一建物減算2	所定単位数の 15%減算	
	6100 予訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ 1 (I)イ	36	¥ 37
	6101 予訪問入浴サービス提供体制加算Ⅰ 2 (I)ロ	24	¥ 25
	1月につき		
6113	予防訪問入浴特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 21/1000加算	
6114	予防訪問入浴特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 15/1000加算	
6106	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 58/1000加算	
6105	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 42/1000加算	
6102	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の 23/1000加算	
6103	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の 23/1000 の90%加算	
6104	予防訪問入浴処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の 23/1000 の80%加算	
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合			

63 介護予防 訪問看護

1単位単価
10.21円

項目コード	サービス内容略称	時間	単位	金額
訪問看護ステーション				
1010	予訪看Ⅰ 1	20分未満	301	¥ 308
1111	予訪看Ⅰ 2	30分未満	449	¥ 459
1211	予訪看Ⅰ 3	1時間未満	790	¥ 807
1311	予訪看Ⅰ 4	1.5時間未満	1,084	¥ 1,107
1331	予訪看Ⅰ 4・長	1.5時間以上	1,384	¥ 1,413
1501	予訪看Ⅰ 5	OT, PT, ST	287	¥ 293
1521	予訪看Ⅰ 5・2超 1日に2回を超えて実施する場合	/	258	¥ 264
3100	予防緊急時訪問看護加算1	1月につき	574	¥ 586
病院診療所				
2010	予訪看Ⅱ 1	20分未満	254	¥ 260
2111	予訪看Ⅱ 2	30分未満	380	¥ 388
2211	予訪看Ⅱ 3	1時間未満	550	¥ 562
2311	予訪看Ⅱ 4	1.5時間未満	810	¥ 827
2331	予訪看Ⅱ 4・長	1.5時間以上	1,110	¥ 1,134
3200	予防緊急時訪問看護加算2	1月につき	315	¥ 322
加 算	4111 予防訪問看護同一建物減算1	1月につき	所定単位数の 10%減算	
	4112 予防訪問看護同一建物減算2		所定単位数の 15%減算	
	4000 予防訪問看護特別管理加算Ⅰ		500	¥ 511
	4001 予防訪問看護特別管理加算Ⅱ		250	¥ 256
	4002 予防訪問看護初回加算	1月につき	300	¥ 307
4003	予防訪問看護退院時共同指導加算	1回につき	600	¥ 613
4004	予防訪問看護介護連携強化加算		250	¥ 256
4005	予防看護体制強化加算	1月につき	300	¥ 307
複数名訪問加算Ⅰ 複数の看護師等が同時に30分未満				
複数名訪問加算Ⅰ 複数の看護師等が同時に30分以上				
複数名訪問加算Ⅱ 看護師等が看護補助と同時に30分未満				
複数名訪問加算Ⅱ 看護師等が看護補助と同時に30分以上				
6101	予防訪問看護サービス提供体制加算1	1回につき	6	¥ 7
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合				
※准看護師の場合 ×90%				
※2人以上による場合 30分未満 +254単位 、 30分以上 +402単位				
※夜間早朝の場合 ×25%加算 ※ 深夜の場合 ×50%加算				
※複数名加算：省略				

64 介護予防 訪問リハビリテーション

1単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
1回(20分)につき			
病院・診療所の場合			
2111	予防訪問リハビリ1	292	¥ 297
介護老人保健施設の場合			
2211	予防訪問リハビリ2	292	¥ 297
介護医療院の場合			
2311	予防訪問リハビリ3	292	¥ 297
加 算	4111 予防訪問リハ同一建物減算1	1月につき	所定単位数の 10%減算
	4112 予防訪問リハ同一建物減算2		所定単位数の 15%減算
	5001 予防訪問リハ短期集中リハ加算	退院(所)日又は認定日から3月以内	200
	5615 予防訪問リハマネジメント加算	1月につき	230
	5010 予防訪問リハ計画診療未実施減算	1回につき	-20
	5005 予防訪問リハ事業所評価加算	1月につき	120
	6101 訪問リハサービス提供体制加算	1回につき	6
※同一建物減算1 同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			
※同一建物減算2 同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合			

34 介護予防 居宅療養管理指導

(給付管理対象外)

1単位単価
10.00円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
医師が行う場合(月2回限度)			
1111	予防医師居宅療養Ⅰ 1 単一建物居住者1人に対して行う場合	509	¥ 509
1113	予防医師居宅療養Ⅰ 2 単一建物居住者2~9	485	¥ 485
1115	予防医師居宅療養Ⅰ 3 単一建物居住者10~	444	¥ 444
在宅時医学総合管理料等を算定する場合			
1112	予防医師居宅療養Ⅱ 1 単一建物居住者1人に対して行う場合	295	¥ 295
1114	予防医師居宅療養Ⅱ 2 単一建物居住者2~9	285	¥ 285
1116	予防医師居宅療養Ⅱ 3 単一建物居住者10~	261	¥ 261
歯科医師が行う場合(月2回限度)			
2111	予防歯科医師居宅療養Ⅰ 单一建物居住者1人に対して行う場合	509	¥ 509
2112	予防歯科医師居宅療養Ⅱ 单一建物居住者2~9	485	¥ 485
2113	予防歯科医師居宅療養Ⅲ 单一建物居住者10~	444	¥ 444
薬剤師が行う場合【医療機関の薬剤師】(月2回限度)			
1221	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 1 単一建物居住者1人に対して行う場合	560	¥ 560
1222	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 1・特薬 単一建物居住者1人に対して行う場合・特別な薬剤	660	¥ 660
1251	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 2 単一建物居住者2~9	415	¥ 415
1252	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 2・特薬 单一建物居住者2~9・特別な薬剤	515	¥ 515
1271	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 3 单一建物居住者10~	379	¥ 379
1272	予防薬剤師居宅療養Ⅰ 3・特薬 单一建物居住者10~・特別な薬剤	479	¥ 479
薬剤師が行う場合【薬局の薬剤師】			
单一建物居住者1人に対して行う場合			
1223	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 1 がん末期・中心静脈栄養患者以外	509	¥ 509
1224	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 1・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤	609	¥ 609
1255	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 2 がん末期・中心静脈栄養患者の場合	509	¥ 509
1256	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 2・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤	609	¥ 609
单一建物居住者2~9人			
1225	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 3 がん末期・中心静脈栄養患者以外	377	¥ 377
1226	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 3・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤	477	¥ 477
1253	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 4 がん末期・中心静脈栄養患者の場合	377	¥ 377
1254	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 4・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤	477	¥ 477
单一建物居住者10人~			
1273	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 5 がん末期・中心静脈栄養患者以外	345	¥ 345
1274	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 5・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者以外、特別な薬剤	445	¥ 445
1275	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 6 がん末期・中心静脈栄養患者の場合	345	¥ 345
1276	予防薬剤師居宅療養Ⅱ 6・特薬 がん末期・中心静脈栄養患者の場合、特別な薬剤	445	¥ 445
管理栄養士が行う場合(月2回限度)			
1131	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ 単一建物居住者1人に対して行う場合	539	¥ 539
1132	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ 单一建物居住者2~9	485	¥ 485
1133	予防管理栄養士居宅療養Ⅲ 单一建物居住者10~	444	¥ 444
歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)			
1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ 单一建物居住者1人に対して行う場合	356	¥ 356
1243	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ 单一建物居住者2~9	324	¥ 324
1243	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ 单一建物居住者10~	296	¥ 296

66 介護予防 通所リハビリテーション

1単位単価
10.17円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額
病院又は診療所の場合			
1111	予防通所リハビリ11	要支援1	1,721 ¥ 1,758
1121	予防通所リハビリ12	要支援2	3,634 ¥ 3,711
老人保健施設の場合			
2111	予防通所リハビリ21	要支援1	1,721 ¥ 1,758
2121	予防通所リハビリ22	要支援2	3,634 ¥ 3,711
介護医療院の場合			
2131	予防通所リハビリ31	要支援1	1,721 ¥ 1,758
2141	予防通所リハビリ32	要支援2	3,634 ¥ 3,711
1月につき			
5615	予防通所リハマネジメント加算		330 ¥ 336
6255	予防通所リハ生活行為向上リハ加算1	3月以内	900 ¥ 916
6256	予防通所リハ生活行為向上リハ加算2	3月超6月以内	450 ¥ 458
6109	予防通所リハ若年性認知症受入加算		240 ¥ 244
6105	予防通所リハ同一建物減算11	病院又は 診療所	要支援1 -376 ¥ -384
6106	予防通所リハ同一建物減算12		要支援2 -752 ¥ -768
6107	予防通所リハ同一建物減算21	介護老人 保健施設	要支援1 -376 ¥ -384
6108	予防通所リハ同一建物減算22		要支援2 -752 ¥ -768
6119	予防通所リハ同一建物減算31	介護	要支援1 -376 ¥ -384
6120	予防通所リハ同一建物減算32	医療院	要支援2 -752 ¥ -768
5002	予防通所リハ運動器機能向上加算		225 ¥ 229
5003	予防通所リハ栄養改善加算		150 ¥ 153
5004	予防通所リハ口腔機能向上加算		150 ¥ 153
5006	予通リハ複数サービス実施加算I1	運動器及び栄養	480 ¥ 489
5007	予通リハ複数サービス実施加算I2	運動器及び口腔	480 ¥ 489
5008	予通リハ複数サービス実施加算I3	栄養及び口腔	480 ¥ 489
5009	予通リハ複数サービス実施加算II	運動器、栄養及び口腔	700 ¥ 712
5005	予防通所リハ事業所評価加算	要支援1	120 ¥ 122
6117	予通リハサービス提供体制加算I11	要支援1	110 ¥ 112
6118	予通リハサービス提供体制加算I12	要支援2	240 ¥ 244
6101	予通リハサービス提供体制加算I21	要支援1	60 ¥ 61
6102	予通リハサービス提供体制加算I22	要支援2	100 ¥ 102
6103	予通リハサービス提供体制加算II1	要支援1	20 ¥ 21
6104	予通リハサービス提供体制加算II2	要支援2	-47 ¥ -48
6121	予防通所リハ特定処遇改善加算I		所定単位数の 20 / 1 000 加算
6122	予防通所リハ特定処遇改善加算II		所定単位数の 17 / 1 000 加算
6100	予防通所リハ処遇改善加算I		所定単位数の 47 / 1 000 加算
6110	予防通所リハ処遇改善加算II		所定単位数の 34 / 1 000 加算
6111	予防通所リハ処遇改善加算III		所定単位数の 19 / 1 000 加算
6113	予防通所リハ処遇改善加算IV		所定単位数の 19 / 1 000 の 90 % 加算
6115	予防通所リハ処遇改善加算V		所定単位数の 19 / 1 000 の 80 % 加算
1月につき			
6201	通所リハ栄養スクーリング加算	6月に1回限度 : 1回	5 ¥ 5
契約期間が1月に満たない場合(日割計算用)			
病院又は診療所の場合			
1112	予防通所リハビリ11・日割	要支援1	57 ¥ 59
1122	予防通所リハビリ12・日割	要支援2	120 ¥ 123
老人保健施設の場合			
2112	予防通所リハビリ21・日割	要支援1	57 ¥ 59
2122	予防通所リハビリ22・日割	要支援2	120 ¥ 123
介護医療院の場合			
2112	予防通所リハビリ21・日割	要支援1	57 ¥ 59
2122	予防通所リハビリ22・日割	要支援2	120 ¥ 123

24 介護予防 短期入所生活介護

1単位単価
10,17円

項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額
イ 介護予防短期入所生活介護費							
(1) 介護予防単独型短期入所生活介護費							
単独型短期入所生活介護費(Ⅰ) 従来型個室				単独型短期入所生活介護費(Ⅱ) 多床室			
1111	予単独短期生活Ⅰ 1	466	¥ 474	1115	予単独短期生活Ⅱ 1	466	¥ 474
1121	予単独短期生活Ⅰ 2	579	¥ 589	1125	予単独短期生活Ⅱ 2	579	¥ 589
(2) 介護予防併設型短期入所生活介護費							
併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) 従来型個室				併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) 多床室			
2111	予併設短期生活Ⅰ 1	438	¥ 446	2115	予併設短期生活Ⅱ 1	438	¥ 446
2121	予併設短期生活Ⅰ 2	545	¥ 555	2125	予併設短期生活Ⅱ 2	545	¥ 555
□ ユニット型介護予防短期入所生活介護費							
(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費							
単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)ユニット型個室				単独型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)ユニット型個室の多床室			
1411	予単ユ短期生活Ⅰ 1	545	¥ 555	1415	予単ユ短期生活Ⅱ 1	545	¥ 555
1421	予単ユ短期生活Ⅰ 2	662	¥ 674	1425	予単ユ短期生活Ⅱ 2	662	¥ 674
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費							
併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ)ユニット型個室				併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅱ)ユニット型個室の多床室			
2411	予併ユ短期生活Ⅰ 1	514	¥ 523	2415	予併ユ短期生活Ⅱ 1	514	¥ 523
2421	予併ユ短期生活Ⅰ 2	638	¥ 649	2425	予併ユ短期生活Ⅱ 2	638	¥ 649
項目コード	サービス内容略称	単位	金額				
1日につき							
6350	予短期生活生活相談員配置等加算			13	¥	14	
6004	予短期生活機能訓練体制加算			12	¥	13	
6005	予短期生活個別機能訓練加算			56	¥	57	
6121	予短期生活認知症緊急対応加算	7日間限度		200	¥	204	
6109	予短期生活若年性認知症受入加算			120	¥	122	
9200	予短期入所生活介護送迎加算	片道		184	¥	188	
6275	予短期生活療養食加算	1日3回限度		8	¥	9	
6133	予短期生活認知症専門ケア加算Ⅰ			3	¥	3	
6134	予短期生活認知症専門ケア加算Ⅱ			4	¥	4	
6100	予短期生活サービス提供体制加算Ⅰ 1			18	¥	19	
6101	予短期生活サービス提供体制加算Ⅰ 2			12	¥	13	
6102	予短期生活サービス提供体制加算Ⅱ			6	¥	7	
6103	予短期生活サービス提供体制加算Ⅲ			6	¥	7	
1月につき							
6368	予短期生活共生型サービス			所定単位数の	8 %減算		
4002	予短期生活生活機能向上連携加算Ⅰ			200	¥	204	
4003	予短期生活生活機能向上連携加算Ⅱ			100	¥	102	
6111	予短期生活特定処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の	27 / 1000 加算		
6112	予短期生活特定処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の	23 / 1000 加算		
6108	予短期生活処遇改善加算Ⅰ			所定単位数の	83 / 1000 加算		
6107	予短期生活処遇改善加算Ⅱ			所定単位数の	60 / 1000 加算		
6104	予短期生活処遇改善加算Ⅲ			所定単位数の	33 / 1000 加算		
6105	予短期生活処遇改善加算Ⅳ			所定単位数の	33 / 1000 の 90 %加算		
6106	予短期生活処遇改善加算Ⅴ			所定単位数の	33 / 1000 の 80 %加算		

25 介護予防 短期入所療養介護 (介護老人保健施設)							1単位単価 10,14円																																																																																																																																	
項目コード	サービス内容略称	単位	金額	項目コード	サービス内容略称	単位	金額																																																																																																																																	
1 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費																																																																																																																																								
(1) 老健介護予防短期入所療養介護費 (I)				b老健短期入所療養介護費 (ii) <従来型個室> 【在宅強化型】																																																																																																																																				
1111	予老短 I i 1	580	¥ 589	1601	予老短 I ii 1	621	¥ 630																																																																																																																																	
1121	予老短 I i 2	721	¥ 731	1603	予老短 I ii 2	762	¥ 773																																																																																																																																	
c老健短期入所療養介護費 (iii) <多床室> 【基本型】				d老健短期入所療養介護費 (iv) <多床室> 【在宅強化型】																																																																																																																																				
1311	予老短 I iii 1	613	¥ 622	1611	予老短 I iv 1	660	¥ 670																																																																																																																																	
1321	予老短 I iii 2	768	¥ 779	1613	予老短 I iv 2	816	¥ 828																																																																																																																																	
(2) 老健介護予防短期入所療養介護費 (II) <療養型老健・看護職配置>				(3) 老健介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養型老健・看護オンコール体制> ~省略~																																																																																																																																				
(4) 老健介護予防短期入所療養介護費 (IV) ~省略~				(5) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費																																																																																																																																				
(1) ユニット型老健介護予防短期入所療養介護費 (I)				(2) ユニット型介護予防老健短期入所 (II) <療養型老健・看護職配置>																																																																																																																																				
aユニット型老健短期入所 (i) <ユニット型個室> 【基本型】				bユニット型老健短期入所 (ii) <ユニット型個室> 【在宅強化型】																																																																																																																																				
1411	予ユ老短 I i 1	623	¥ 632	1621	予ユ老短 I ii 1	668	¥ 678																																																																																																																																	
1421	予ユ老短 I i 2	781	¥ 792	1623	予ユ老短 I ii 2	826	¥ 838																																																																																																																																	
cユニット型老健短期入所 (iii) <ユニット型個室の多床室> 【基本型】				dユニット型老健短期入所 (iv) <ユニット型個室の多床室> 【在宅強化型】																																																																																																																																				
1511	予ユ老短 I iii 1	623	¥ 632	1631	予ユ老短 I iv 1	668	¥ 678																																																																																																																																	
1521	予ユ老短 I iii 2	781	¥ 792	1633	予ユ老短 I iv 2	826	¥ 838																																																																																																																																	
(3) ユニット型老健介護予防短期入所療養介護費 (III) <療養型老健・看護オンコール体制> ~省略~				(4) ユニット型老健介護予防短期入所療養介護費 (IV) ~省略~																																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目コード</th><th>サービス内容略称</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1日につき</td></tr> <tr> <td>6117</td><td>予老短夜勤職員配置加算</td><td>24</td><td>¥ 25</td></tr> <tr> <td>6111</td><td>予老短個別リハビリ加算</td><td>240</td><td>¥ 244</td></tr> <tr> <td>6121</td><td>予老短認知症緊急対応加算</td><td>7日間限度</td><td>200</td><td>¥ 203</td></tr> <tr> <td>6109</td><td>予老短若年性認知症受入加算</td><td></td><td>120</td><td>¥ 122</td></tr> <tr> <td>6280</td><td>予老短在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅰ</td><td></td><td>34</td><td>¥ 35</td></tr> <tr> <td>6281</td><td>予老短在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ</td><td></td><td>46</td><td>¥ 47</td></tr> <tr> <td>1920</td><td>予老短送迎加算</td><td>片道</td><td>184</td><td>¥ 187</td></tr> <tr> <td>6601</td><td>予老短療養体制維持特別加算Ⅰ</td><td></td><td>27</td><td>¥ 28</td></tr> <tr> <td>6602</td><td>予老短療養体制維持特別加算Ⅱ</td><td></td><td>57</td><td>¥ 58</td></tr> <tr> <td>6275</td><td>予老短療養食加算</td><td>1日につき3回を限度</td><td>8</td><td>¥ 9</td></tr> <tr> <td>6133</td><td>予老短認知症専門ケア加算Ⅰ</td><td></td><td>3</td><td>¥ 3</td></tr> <tr> <td>6134</td><td>予老短認知症専門ケア加算Ⅱ</td><td></td><td>4</td><td>¥ 4</td></tr> <tr> <td>9000</td><td>予老短緊急時治療管理1</td><td>月3日</td><td>518</td><td>¥ 526</td></tr> <tr> <td>6000</td><td>予老短緊急時治療管理2</td><td>限度</td><td>518</td><td>¥ 526</td></tr> <tr> <td>6100</td><td>予老短サービス提供体制加算Ⅰ 1</td><td></td><td>18</td><td>¥ 19</td></tr> <tr> <td>6101</td><td>予老短サービス提供体制加算Ⅰ 2</td><td></td><td>12</td><td>¥ 13</td></tr> <tr> <td>6102</td><td>予老短サービス提供体制加算Ⅱ</td><td></td><td>6</td><td>¥ 6</td></tr> <tr> <td>6103</td><td>予老短サービス提供体制加算Ⅲ</td><td></td><td>6</td><td>¥ 6</td></tr> <tr> <td colspan="4">1月につき</td></tr> <tr> <td>6112</td><td>予老短特定処遇改善加算Ⅰ</td><td>所定単位数の</td><td>21 / 1000 加算</td></tr> <tr> <td>6113</td><td>予老短特定処遇改善加算Ⅱ</td><td>所定単位数の</td><td>17 / 1000 加算</td></tr> <tr> <td>6108</td><td>予老短処遇改善加算Ⅰ</td><td>所定単位数の</td><td>39 / 1000 加算</td></tr> <tr> <td>6107</td><td>予老短処遇改善加算Ⅱ</td><td>所定単位数の</td><td>29 / 1000 加算</td></tr> <tr> <td>6104</td><td>予老短処遇改善加算Ⅲ</td><td>所定単位数の</td><td>16 / 1000 加算</td></tr> <tr> <td>6105</td><td>予老短処遇改善加算Ⅳ</td><td>所定単位数の</td><td>16 / 1000 の 90% 加算</td></tr> <tr> <td>6106</td><td>予老短処遇改善加算Ⅴ</td><td>所定単位数の</td><td>16 / 1000 の 80% 加算</td></tr> </tbody> </table>	項目コード	サービス内容略称	単位	金額	1日につき				6117	予老短夜勤職員配置加算	24	¥ 25	6111	予老短個別リハビリ加算	240	¥ 244	6121	予老短認知症緊急対応加算	7日間限度	200	¥ 203	6109	予老短若年性認知症受入加算		120	¥ 122	6280	予老短在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅰ		34	¥ 35	6281	予老短在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ		46	¥ 47	1920	予老短送迎加算	片道	184	¥ 187	6601	予老短療養体制維持特別加算Ⅰ		27	¥ 28	6602	予老短療養体制維持特別加算Ⅱ		57	¥ 58	6275	予老短療養食加算	1日につき3回を限度	8	¥ 9	6133	予老短認知症専門ケア加算Ⅰ		3	¥ 3	6134	予老短認知症専門ケア加算Ⅱ		4	¥ 4	9000	予老短緊急時治療管理1	月3日	518	¥ 526	6000	予老短緊急時治療管理2	限度	518	¥ 526	6100	予老短サービス提供体制加算Ⅰ 1		18	¥ 19	6101	予老短サービス提供体制加算Ⅰ 2		12	¥ 13	6102	予老短サービス提供体制加算Ⅱ		6	¥ 6	6103	予老短サービス提供体制加算Ⅲ		6	¥ 6	1月につき				6112	予老短特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	21 / 1000 加算	6113	予老短特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	17 / 1000 加算	6108	予老短処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	39 / 1000 加算	6107	予老短処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	29 / 1000 加算	6104	予老短処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の	16 / 1000 加算	6105	予老短処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の	16 / 1000 の 90% 加算	6106	予老短処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の	16 / 1000 の 80% 加算	※ その他の減算 ~省略~		療養病床を有する病院における短期入所療養介護				省略	
項目コード	サービス内容略称	単位	金額																																																																																																																																					
1日につき																																																																																																																																								
6117	予老短夜勤職員配置加算	24	¥ 25																																																																																																																																					
6111	予老短個別リハビリ加算	240	¥ 244																																																																																																																																					
6121	予老短認知症緊急対応加算	7日間限度	200	¥ 203																																																																																																																																				
6109	予老短若年性認知症受入加算		120	¥ 122																																																																																																																																				
6280	予老短在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅰ		34	¥ 35																																																																																																																																				
6281	予老短在宅復帰在宅療養支援機能加算Ⅱ		46	¥ 47																																																																																																																																				
1920	予老短送迎加算	片道	184	¥ 187																																																																																																																																				
6601	予老短療養体制維持特別加算Ⅰ		27	¥ 28																																																																																																																																				
6602	予老短療養体制維持特別加算Ⅱ		57	¥ 58																																																																																																																																				
6275	予老短療養食加算	1日につき3回を限度	8	¥ 9																																																																																																																																				
6133	予老短認知症専門ケア加算Ⅰ		3	¥ 3																																																																																																																																				
6134	予老短認知症専門ケア加算Ⅱ		4	¥ 4																																																																																																																																				
9000	予老短緊急時治療管理1	月3日	518	¥ 526																																																																																																																																				
6000	予老短緊急時治療管理2	限度	518	¥ 526																																																																																																																																				
6100	予老短サービス提供体制加算Ⅰ 1		18	¥ 19																																																																																																																																				
6101	予老短サービス提供体制加算Ⅰ 2		12	¥ 13																																																																																																																																				
6102	予老短サービス提供体制加算Ⅱ		6	¥ 6																																																																																																																																				
6103	予老短サービス提供体制加算Ⅲ		6	¥ 6																																																																																																																																				
1月につき																																																																																																																																								
6112	予老短特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	21 / 1000 加算																																																																																																																																					
6113	予老短特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	17 / 1000 加算																																																																																																																																					
6108	予老短処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の	39 / 1000 加算																																																																																																																																					
6107	予老短処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の	29 / 1000 加算																																																																																																																																					
6104	予老短処遇改善加算Ⅲ	所定単位数の	16 / 1000 加算																																																																																																																																					
6105	予老短処遇改善加算Ⅳ	所定単位数の	16 / 1000 の 90% 加算																																																																																																																																					
6106	予老短処遇改善加算Ⅴ	所定単位数の	16 / 1000 の 80% 加算																																																																																																																																					
診療所における短期入所療養介護				老人性認知症疾患療養病床を有する病院における短期入所療養介護				省略																																																																																																																																
介護医療院における短期入所療養介護																																																																																																																																								

74 介護予防 認知症対応型通所介護							1単位単価 10,17円					
項目コード	サービス内容略称			単位	金額							
イ 介護予防認知症対応型通所介護Ⅰ												
(1) 介護予防認知症対応型通所介護費 (i) (単独型)												
3時間以上4時間未満				4時間以上5時間未満								
1241	予防認知通所介護Ⅰ i 11	473	¥ 481	1243	予防認知通所介護Ⅰ i 21	495	¥ 504					
1242	予防認知通所介護Ⅰ i 12	523	¥ 532	1244	予防認知通所介護Ⅰ i 22	548	¥ 558					
5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満								
1341	予防認知通所介護Ⅰ i 31	738	¥ 751	1343	予防認知通所介護Ⅰ i 41	757	¥ 770					
1342	予防認知通所介護Ⅰ i 32	824	¥ 838	1344	予防認知通所介護Ⅰ i 42	846	¥ 861					
7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満								
1441	予防認知通所介護Ⅰ i 51	856	¥ 871	1443	予防認知通所介護Ⅰ i 61	883	¥ 898					
1442	予防認知通所介護Ⅰ i 52	956	¥ 973	1444	予防認知通所介護Ⅰ i 62	986	¥ 1,003					
9時間以上10時間未満 (8~9の前後に日常生活上の世話)												
1541	予防認知通所介護Ⅰ i 61・延1	933	¥ 949									
1542	予防認知通所介護Ⅰ i 62・延1	1,036	¥ 1,054									
(2) 介護予防認知症対応型通所介護費 (ii) (併設型)												
3時間以上4時間未満				4時間以上5時間未満								
2241	予防認知通所介護Ⅱ ii 11	427	¥ 435	2243	予防認知通所介護Ⅱ ii 21	447	¥ 455					
2242	予防認知通所介護Ⅱ ii 12	474	¥ 482	2244	予防認知通所介護Ⅱ ii 22	496	¥ 505					
5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満								
2341	予防認知通所介護Ⅱ ii 31	664	¥ 676	2343	予防認知通所介護Ⅱ ii 41	681	¥ 693					
2342	予防認知通所介護Ⅱ ii 32	740	¥ 753	2344	予防認知通所介護Ⅱ ii 42	759	¥ 772					
7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満								
2441	予防認知通所介護Ⅱ ii 51	769	¥ 782	2443	予防認知通所介護Ⅱ ii 61	794	¥ 808					
2442	予防認知通所介護Ⅱ ii 52	859	¥ 874	2444	予防認知通所介護Ⅱ ii 62	886	¥ 901					
9時間以上10時間未満 (8~9の前後に日常生活上の世話)												
2541	予防認知通所介護Ⅱ ii 61・延1	844	¥ 859									
2542	予防認知通所介護Ⅱ ii 62・延1	936	¥ 952									
□ 介護予防認知症対応型通所介護Ⅱ (共用型)												
3時間以上4時間未満				4時間以上5時間未満								
3241	予防認知通所介護Ⅲ 11	246	¥ 251	3243	予防認知通所介護Ⅲ 21	258	¥ 263					
3242	予防認知通所介護Ⅲ 12	260	¥ 265	3244	予防認知通所介護Ⅲ 22	272	¥ 277					
5時間以上6時間未満				6時間以上7時間未満								
3341	予防認知通所介護Ⅲ 31	411	¥ 418	3343	予防認知通所介護Ⅲ 41	422	¥ 430					
3342	予防認知通所介護Ⅲ 32	434	¥ 442	3344	予防認知通所介護Ⅲ 42	445	¥ 453					
7時間以上8時間未満				8時間以上9時間未満								
3441	予防認知通所介護Ⅲ 51	482	¥ 491	3443	予防認知通所介護Ⅲ 61	498	¥ 507					
3442	予防認知通所介護Ⅲ 52	510	¥ 519	3444	予防認知通所介護Ⅲ 62	526	¥ 535					
9時間以上10時間未満 (8~9の前後に日常生活上の世話)												
3541	予防認知通所介護Ⅲ 61・延1	548	¥ 558									
3542	予防認知通所介護Ⅲ 61・延1	576	¥ 586									
項目コード	サービス内容略称			単位	金額							
1日につき												
5301	予認通所介護入浴介助加算				50	¥ 51						
5050	予認通所介護個別機能訓練加算				27	¥ 28						
6109	予認通所介護若年性認知症受入加算				60	¥ 61						
6201	予認通所介護栄養スクーリング加算		1回につき		5	¥ 5						
5611	予認通所介護同一建物減算				-94	¥ -96						
5612	予認通所介護送迎減算		片道		-47	¥ -48						
6100	予認通介サービス提供体制加算Ⅰ 1				18	¥ 19						
6101	予認通介サービス提供体制加算Ⅰ 2				12	¥ 13						
6102	予認通介サービス提供体制加算Ⅱ				6	¥ 7						
1月につき												
5606	予認通所介護栄養改善加算				150	¥ 153						
5607	予認通所介護口腔機能向上加算				150	¥ 153						
4002	予認通所介護生活機能向上連携加算Ⅰ				200	¥ 203						
4003	予認通所介護生活機能向上連携加算Ⅱ				100	¥ 102						
6118	予認通所特定介護処遇改善加算Ⅰ				所定単位数の 31 / 1 0 0 0 加算							
6119	予認通所特定介護処遇改善加算Ⅱ				所定単位数の 24 / 1 0 0 0 加算							
6107	予認通所介護処遇改善加算Ⅰ				所定単位数の 1 0 4 / 1 0 0 0 加算							
6106	予認通所介護処遇改善加算Ⅱ				所定単位数の 7 6 / 1 0 0 0 加算							
6103	予認通所介護処遇改善加算Ⅲ				所定単位数の 4 2 / 1 0 0 0 加算							
6104	予認通所介護処遇改善加算Ⅳ				所定単位数の 4 2 / 1 0 0 0 の 9 0 % 加算							
6105	予認通所介護処遇改善加算Ⅴ				所定単位数の 4 2 / 1 0 0 0 の 8 0 % 加算							

75 介護予防 小規模多機能型居宅介護					1単位単価 10.17円
項目コード	サービス内容略称		単位	金額	
1月につき					
1111	予小規模多機能11	同一建物 以外	3,418	¥	3,477
1121	予小規模多機能12		6,908	¥	7,026
1211	予小規模多機能21	同一建物 に居住	3,080	¥	3,133
1221	予小規模多機能22		6,224	¥	6,330
1日につき					
6300	予小多機能居宅介護初期加算		30	¥	31
6201	小多機能型栄養スクーリング加算	6月に1回限度：1回	5	¥	5
1月につき					
6109	予小多機能若年性認知症利用者受入加算		450	¥	458
4010	予小多機能総合マネジメント加算		1,000	¥	1,017
4002	予小多機能生活機能向上連携加算Ⅰ		100	¥	102
4003	予小多機能生活機能向上連携加算Ⅱ		200	¥	204
6100	予小多機能サービス提供体制加算Ⅰ1		640	¥	651
6101	予小多機能サービス提供体制加算Ⅰ2		500	¥	509
6102	予小多機能サービス提供体制加算Ⅱ		350	¥	356
6103	予小多機能サービス提供体制加算Ⅲ		350	¥	356
6118	予小規模多機能特定処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 15／1000加算		
6119	予小規模多機能特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 12／1000加算		
6112	予小規模多機能処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の 102／1000加算		
6110	予小規模多機能処遇改善加算Ⅱ		所定単位数の 74／1000加算		
6104	予小規模多機能処遇改善加算Ⅲ		所定単位数の 41／1000加算		
6106	予小規模多機能処遇改善加算Ⅳ		所定単位数の 41／1000の90%加算		
6108	予小規模多機能処遇改善加算Ⅴ		所定単位数の 41／1000の80%加算		
契約期間が1月に満たない場合（日割計算用）					
1112	予小規模多機能11・日割	同一建物	112	¥	114
1122	予小規模多機能12・日割	以外	227	¥	231
1212	予小規模多機能21・日割	同一建物	101	¥	103
1222	予小規模多機能22・日割	に居住	205	¥	209

67 介護予防 福祉用具貸与					1単位単価 10.00円
項目コード	サービス内容略称	項目コード	サービス内容略称		
1001	予防車いす貸与	×	1008	予防スロープ貸与	
1002	予防車いす付附属品貸与	×	1009	予防歩行器貸与	
1003	予防特殊寝台貸与	×	1010	予防歩行補助つえ貸与	
1004	予防特殊寝台付附属品貸与	×	1011	予防徘徊感知機器貸与	×
1005	予防床ずれ防止用具貸与	×	1012	予防移動用リフト貸与	×
1006	予防体位変換器貸与	×	1013	予防自動排泄処理装置貸与	×
1007	予防手すり貸与				

【例外となる範囲】 19ページを参照

46 介護予防 支援					1単位単価 10.21円
項目コード	サービス内容略称		単位	金額	
2111	介護予防支援		431	¥	4,400
4001	介護予防支援初回加算		300	¥	3,063
6131	介護予防支援小規模多機能連携加算		300	¥	3,063

●初回加算 : 300単位/月	指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合については、初回加算として、1月つき所定単位数を加算する。
② 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合	
③ 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合	
●介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 : 300単位/月	利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護における指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

以下については、詳細未確認のため、省略いたします。

A2	札幌市訪問型サービス（独自）	1単位単価 10.21円
A6	札幌市通所型サービス（独自）	1単位単価 10.14円

介護給付費単位数等サービスコード表
令和元年（2019年）10月施行版
2019. 10. Ver. 1

令和元年（2019年）8月作成

一般社団法人 札幌市介護支援専門員連絡協議会

〒001-0010 札幌市北区北10条西4丁目 SCビル2F
TEL 011-792-1811 FAX 011-792-5140

<http://sapporo-cmrenkyo.jp/>



※ 本資料についてのお問合せは、当会ホームページより
メールにてお願ひいたします。

